

長岡京市
第2期
教育基本
計画

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり



はじめに

長岡京市教育振興基本計画は、長岡京市の教育の総合的なプランとして、目指すべき姿やその実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

平成23年3月に策定した長岡京市教育振興基本計画（第1期）の計画期間終了に伴い、新たに令和3年度から12年度までを計画期間とする「長岡京市第2期教育振興基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定に当たっては、社会経済情勢等の変化による新たな教育課題や市民ニーズへの対応、現行計画の検証による施策内容の修正、国、府及び市の動向を視野に入れて、これからの教育のあるべき姿を2年間にわたり、市教育委員会において検討してまいりました。

その策定作業の最中、令和2年2月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国一斉の臨時休校が要請されました。かつてない臨時休校を経験し、学びの場としての学校の重要性が改めて認識されることとなりました。緊急事態宣言解除後、「新たな生活様式」の実践が提唱されるようになったのは記憶に新しいところです。

新型コロナウイルス感染症については、未だ収束に至っていない状況ではありますが、その中でも、ICTを活用したりリモートでの人と人とのふれあいや、新たな学びの可能性、テレワーク導入による多様な働き方など、社会変革の波が生まれつつあります。

そして、このような前例のない予測不可能な時代において、一人一人が自ら判断し、対応できる力を育むことがより一層求められています。また、今後、多様化・複雑化する社会において、人と人とが互いに分かり合うために、学びが担う役割は、これまで以上に重要なものになっていくと思われれます。

本計画では、基本理念を「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ 明日の長岡京を創るしなやかな人づくり」と定め、基本理念から導かれる『目指す人間像』、『基本目標』、『施策の基礎となる視点』に加え、『新たな教育の循環』を長岡京市の教育が目指す姿として示しています。

人づくりはまちづくりであるという考えの下に、変化の激しいこれからの時代を生き抜き、幸せな人生を送ることができる人を育むとともに、本市の第4次総合計画基本構想において掲げる「住みたい 住み続けたい 悠久の都 長岡京」の実現に向けて、新たなまちをつくる力、そして、時代を切り拓く力を、教育によって生み出していくことを目指してまいります。

最後に、長岡京市教育振興基本計画審議会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様及び教職員の皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に当たりご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

長岡京市教育長 山本和紀

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ・計画期間.....	3
3 計画の策定体制.....	4
第2章 長岡京市の教育を取り巻く状況.....	5
1 社会情勢の変化.....	6
2 国の動向.....	8
3 京都府の動向.....	10
4 本市の動向.....	10
第3章 長岡京市の教育が目指す姿.....	16
1 基本理念.....	17
2 目指す人間像.....	18
3 基本目標.....	20
4 施策の基礎となる視点.....	22
5 新たな教育の循環.....	24

第4章 施策の展開.....	26
1 子どもたちの「生きる力」の育成.....	29
2 持続可能な教育施策推進のための環境整備.....	41
3 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり.....	46
4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進.....	55
第5章 計画の推進に向けて.....	60
1 計画の周知と情報の発信.....	61
2 計画の推進と点検評価.....	61
資料編.....	62
1 用語解説.....	63
2 長岡京市における教育文化施設の立地状況.....	69
3 統計データからみる長岡京市の現状.....	70
4 アンケート結果からみる長岡京市の教育.....	86
5 長岡京市教育振興基本計画審議会等.....	103
6 計画の策定経過.....	107

用語解説について

- ・本文中で解説が必要な用語については、最初の用語のみ※を付けています。
- ・解説は63ページの用語解説一覧にて、アルファベット、50音順に掲載しています。

第 1 章 計画策定の概要



1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月に「長岡京市教育振興基本計画（第1期）」を策定し、「心のふれあいを大切に 生きる力[※]をはぐくむ長岡京」のキャッチフレーズのもと、平成23年度から10年間の目指すべき教育の目標像として「生きる力の育成」と「生涯学習社会[※]の実現」を掲げ、学校、家庭、地域そして社会全体が関わり合う「教育の循環」を目指して施策、事業を実施してきました。

この間、科学技術の進歩や少子高齢化による人口減少など、依然として、教育をめぐる状況は大きく変化し続けています。

国では、平成30年に第3期教育振興基本計画が策定され、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据え、教育を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化とそれを推進するための教育環境の整備についての視点が示されました。また、令和2年度は小学校で、令和3年度は中学校でそれぞれ新学習指導要領[※]が全面実施となり、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育む指導が求められています。

京都府では、国の第3期教育振興基本計画を踏まえ、第2期京都府教育振興プランが策定されました。

そのような中、本市においても、激動の時代を豊かにたくましく生き、未来を拓く多様な人材を育てるとともに、生涯学び、活躍し、誰もが社会の担い手となる環境の整備を図る必要があります。

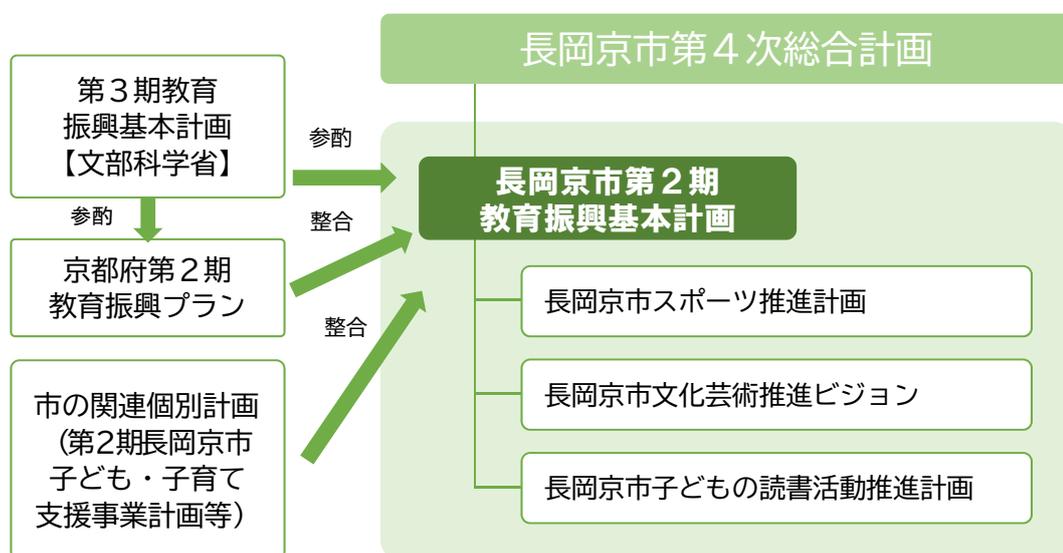
本計画は、長岡京市を取り巻く社会状況の変化、国・府の動向や本市の現状と課題を踏まえ、今後10年間の本市教育が目指すべき方向性とその施策を明らかにし、教育施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、策定するものです。

2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

また、まちづくりの基本方針である「長岡京市第4次総合計画」の方向性を踏まえた教育に関する分野別計画であり、他の本市関連計画とも整合性を図りながら施策を推進していくものです。



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。原則、令和7年度に中間見直しを予定していますが、社会状況の大きな変化などにより必要な場合は、適宜見直しを行うものとします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長岡京市第2期教育振興基本計画									
				中間見直し					

3 計画の策定体制

(1) 「長岡京市教育振興基本計画審議会」の設置

本計画の策定に当たり、有識者、関係団体、公募市民など12名を長岡京市教育振興基本計画審議会委員として委嘱し、「長岡京市教育振興基本計画審議会」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) アンケートの実施

計画策定及び今後の教育施策のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施しました。また、今後の教職員の置かれている状況や今後の学校教育のあり方について把握することを目的に、教職員（学校長・教務主任）アンケート調査（自由記述方式）もあわせて実施しました。（以下これらを「アンケート調査」と総称します。）

①調査対象

小学生：市立小学校に通う小学5年生

中学生：市立中学校に通う中学2年生

保護者：上記児童生徒の保護者

市民：18歳以上の市民（住民基本台帳から無作為抽出）

教職員：市立小中学校の学校長及び教務主任

②回収状況

	対象者数	調査期間	回収数（回収率）
小学生	776	令和2年1月14日～1月31日	762（98.2%）
中学生	711		673（94.7%）
保護者	1,487	令和2年1月24日～2月3日	1,173（78.9%）
市民	1,000	令和2年1月14日～1月31日	455（45.5%）
学校長	14	令和2年2月5日～2月17日	14（100%）
教務主任	14	令和2年3月6日～3月23日	14（100%）

（注）アンケート調査結果の一部については、本計画書資料編「アンケート結果からみる長岡京市の教育」（86P～）に掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和2年12月16日から令和3年1月15日にかけて『長岡京市第2期教育振興基本計画（案）』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第 2 章 長岡京市の教育を取り巻く状況



1 社会情勢の変化

○人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークとして減少傾向にあり、2030 年に掛けて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

本市では、総人口は緩やかに増加し、転入・転出もほぼ均衡していますが、令和 2（2020）年をピークに減少傾向に転じ、少子・高齢化が進むと考えられます。

こうした人口構成の変化が社会や市民の生活に与える影響を踏まえると、児童生徒や働き盛りの世代の人々そして高齢者がそれぞれの能力を生かし、力を合わせて、心豊かに安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継ぐことのできるよう、環境の整備に努めることが重要となります。

○地域コミュニティの希薄化

人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が起きています。

本市においても、核家族化の進行により、世代間交流の機会が減少するとともに地域活動参加への余裕がない人が増加しており、自治会加入者の減少や自治会未組織地域の増加がみられます。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

○子どもの貧困

国際機関の調査で、日本の子どもの 7 人に 1 人が貧困の状態にあると指摘されており、先進国のなかでも高い貧困率になっています。子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもたちの健やかな成長を、社会全体で支えていかなければなりません。

○人生 100 年時代^{*}や超スマート社会の到来

誰もが幸せに、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場があることが重要であり、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。また、「超スマート社会（Society5.0^{*}）」の到来が予測されるなか、さまざまな分野で人工知能（AI^{*}）技術の活用が始まっています。

多様化・複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主

体的に社会にかかわり、自ら未来を切りひらいていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

○グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs※）

経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な形で影響を受けるようになっていきます。インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、個人のレベルでも、物理的距離や時間的な隔たりを乗り越え、文化的な背景や言語の異なる人々とつながる機会が、飛躍的に拡大しました。そうした利便性を十分に享受するためには、外国語、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する態度を身に付ける必要があります。

これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになっていきます。平成27年（2015年）9月の国連サミットで、2030年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）が採択されており、これを受けて、国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しています。

○情報リテラシー※の必要性

現在は、第4次産業革命の時代と呼ばれています。技術の革新によってあらゆるものがインターネットにつながり、情報やデータがリアルタイムで交換・蓄積されるようになりました。スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネット依存やSNS※をきっかけとしたいじめ※やトラブルなど、以前にはなかった新たな課題を生んでいます。情報や情報機器を適切に扱えるよう、情報教育の充実の必要性が高まっています。

○激甚化する大規模自然災害や未知の感染症など、前例のない事態への対応

日本はもともと地震の多い国ですが、近年はその他にも、想定外の豪雨や台風による河川の決壊や地滑り等、大きな被害が生じており自然災害は激甚化の傾向にあります。また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延したため緊急事態宣言が発令されました。宣言の解除後も感染拡大防止のため、身体的距離の確保やテレワークの推進等の「新しい生活様式」が提唱され、社会のあらゆる分野で生活や活動の在り方の見直しが必要とされています。

このように激甚化する大規模災害や未知の感染症の蔓延など、前例のない対応を求められることが今後も発生すると予想されるなかで、一人一人が自ら判断し、対応できる力を育むことがより一層求められています。

2 国の動向

○第3期教育振興基本計画の策定

平成30年6月には第3期教育振興基本計画が策定され、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組が整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット※を構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

<学校教育>

○新学習指導要領の全面实施

学習指導要領が全面改訂され、小中学校では平成30年度から移行期間となり、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面实施となりました。

新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び※」や、「カリキュラム・マネジメント※の確立」を重視し、教育課程※全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指すことが示されました。

○学校における働き方改革に関する緊急対策の策定

平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が示されました。

【視点】

- ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ② 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③ 学校の組織運営体制の在り方
- ④ 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- ⑤ 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、これまでの「日本型学校教育（生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行う教育）」が果たしてきた学校教育の役割を重視し、継承しながら、学校における働き方改革や、GIGA スクール構想[※]の実現を加速・充実させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性が令和3年1月に中央教育審議会の答申として示されました。

<社会教育>

○社会教育法の改正

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動[※]」を実施する教育委員会における、地域住民などと学校との連携協力体制の整備などを目的として、社会教育法が平成29年3月に改正されました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年4月に改正されました。

○文化芸術基本法の改正

文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことや、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的として、文化芸術基本法が平成29年6月に改正されました。

○文化財保護法の改正

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となるなか、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組み、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、文化財保護法が平成30年6月に改正されました。

3 京都府の動向

○第2期京都府教育振興プラン

令和3年3月に第2期京都府教育振興プランが策定されました。

計画では、社会がどのように変化しようと自ら主体的に取り組み、未来の社会を担うことができる人間像を目指すため、「考える力」「つながる力」「創造する力」の3つを「はぐくみたい力」として示しています。

また、今期計画から新たに①学校強靱化、②個別最適化、③高校改革、④働き方改革の4つの視点を柱とした「ICT※の活用」を施策の推進方策における重点アプローチとして位置付けています。

4 本市の動向

○長岡京市教育振興基本計画（第1期）の検証

長岡京市教育振興基本計画（第1期）（平成23年度～令和2年度）では、「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ長岡京」のキャッチフレーズのもと、学校教育、社会教育において、12の施策分野を設定し、分野ごとの施策の方向性に基づく、様々な事業に取り組んできました。各施策分野の主な取組は着実に進められています。

ここでは、第1期計画で示した課題に対して、令和元年度までに取り組んできた成果と今後の課題を示します。

教育に関する指標の推移（「長岡京市第4次総合計画第1期基本計画」等より）

第1期計画の施策分野		参考となる指標		年度			
				H28	H29	H30	R元（注1）
学校教育	1 特色ある学校づくりの推進	地域関係者を評議員に入れている学校数		14校	14校	14校	14校
		「もうすぐ一年生事業」に取り組む小学校数		10校	10校	10校	10校
	2 学力の充実・向上	京都府学力診断テストで正答率が50%未満の割合	小4	国 16.13% 算 11.29%	国 10.99% 算 13.11%	国 5.1% 算 11.1%	国 19.61% 算 9.96%
			中1	国 13.72% 数 16.37%	国 18.91% 数 25.89%	国 7.3% 数 17.8%	国 18.49% 数 31.5%
			中2	国 10.91% 数 20.21%	国 15.84% 数 17.19%	国 13.1% 数 22.3%	国 4.69% 数 17.2%
		児童生徒一人あたりの図書室図書の読書冊数	小 中	32.5冊 7.1冊	36.2冊 8.2冊	36.4冊 7.8冊	34.2冊 5.8冊
	3 特別支援教育※の推進	関連指標なし					
	4 キャリア教育※の推進	職場体験を実施している中学校		4校	4校	4校	4校

第1期計画の施策分野		参考となる指標	年度				
			H28	H29	H30	R元(注1)	
5心の教育の推進	不登校出現率	小	0.31%	0.48%	0.39%	0.45%	
		中	3.24%	3.11%	3.39%	2.89%	
	「学校に行くのは楽しいと思う」に対する「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答率	小	86.4%	86.7%	87.0%	84.7%	
		中	86.1%	82.5%	92.0%	88.0%	
	いじめ重大事案発件数			0	0	0	0
	6健康安全教育・食育※・体育の推進	中学校給食導入校数(注2)				4校中2校	4校中3校
		朝食を毎朝食べている児童生徒の割合	小	97.3%	95.9%	97.0%	96.5%
			中	94.6%	95.8%	92.6%	94.5%
	小学校・中学校の新体力テスト※で府の平均を上回っている項目数			40項目	31項目	30項目	17項目
	7社会の変化に対応する教育の推進	英語技能検定3級以上の取得率				64.6%	43.5%
「外国語活動の勉強は好きだった」の回答率		76.3%	77.2%	73.4%	74.0%		
8学びを支える環境の整備	トイレ改修実施率(対策済み棟/対象棟)		73.3% (33棟/45棟)	80.0% (36棟/45棟)	80.0% (36棟/45棟)	82.2% (37棟/45棟)	
9生涯学習社会の実現	主な社会教育施設の利用者数		409,239人	407,457人	412,354人	381,211人	
	公民館講座の参加率(参加予定者数÷定員数)		93.1%	93.3%	91.7%	93.9%	
	中央生涯学習センター貸室利用率		51.9%	50.5%	51.7%	48.7%	
	図書館図書貸出冊数		422,928冊	429,450冊	425,030冊	409,006冊	
10人権教育の推進	「人権問題研究市民集会」の参加者数及び人権啓発作品応募者の総数		5,285人	5,256人	5,501人	4,769人	
11家庭・地域社会の教育力の向上	北開田児童館の来館者数(乳幼児親子)				4,698人	4,744人	
	児童一人当たりの専用区画1.65㎡を充たす放課後児童クラブ数		0	4	6	6	
	放課後子ども教室に参加する児童数と活動に協力する大人(指導員他)の数	児童	34,445人	33,515人	33,995人	31,398人	
		大人	6,270人	5,760人	6,020人	5,576人	
地域で支える中学校教育支援事業年間活動延べ日数(4校合計)		1,358日	1,679日	1,472日	1,204日		
12文化・スポーツの振興	文化まつり等文化事業における参加者数(出品者・出演者・鑑賞者)		11,583人	9,931人	11,263人	8,499人	
	長岡京芸術劇場の事業数・入場者数		15事業 9,864人	20事業 17,591人	19事業 18,593人	21事業 14,312人	
	市民スポーツ実施率				43.9%		
	総合型地域スポーツクラブ※の設立数		6小学校区	7小学校区	7小学校区	8小学校区	
	埋蔵文化財センターの啓発事業参加者数		2,657人	2,848人	3,882人	2,453人	

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業では行事の開催回数や参加人数が減少しているものがあります。

(注2) 中学校給食は、令和2年度に全4校で導入しました。

これまでの主な取組と成果

- ・ 保育所（園）、こども園、幼稚園、小学校の連携として「もうすぐ1年生事業」の実施や関係者間の連携を進めるとともに、学校評価、学校評議員会等により、地域や保護者に対し、開かれた学校づくりを行いました。アンケート調査では、学校に期待する教育や指導について、「学校は全体として期待に答えてくれているか」については、小学生保護者、中学生保護者ともに、期待に答えてくれていると思っている割合が7割程度で、学校への評価は高くなっています。
- ・ 学力テスト等の結果分析、学力向上サポーター*の配置等の教科指導の充実や、家庭学習の手引きの作成、啓発による家庭学習の定着を図りました。京都府学力診断テストで正答率が50%未満の割合は、小・中ともにどの教科においても、本市の割合は府平均に対して少なく、本市の児童生徒が一定力をつけていることが分かります。
- ・ 特別支援コーディネーター*を中心に校内体制を確立し、特別支援学校等と連携し、専門家チームによる巡回相談等を実施するとともに、「ながおかきょう”リンク・ブック”*」の活用等により、支援を要する児童生徒に乳幼児期から切れ目のない一貫した支援を進めました。
- ・ キャリア教育として、職場体験の実施及び進路学習等を通し、自らの将来について考える機会をつくりました。
- ・ 道徳の教科化に向けての勉強会や研修のほか、スクールカウンセラー*等の活用を行うとともに、不登校*やいじめ、虐待の早期発見や小学校現場へのメンタルサポーター*の派遣などを行いました。「学校に行くのは楽しいと思う」に対する「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答率は、小中ともに8割を超えています。
- ・ 市内4中学校において、中学校給食を完全実施しました。また、交通安全指導による意識啓発や、新体力テストの分析結果を活用した指導などを実施しました。朝食を毎日食べている児童・生徒の割合は、府平均を上回っていて、およそ9割と高い水準を保っています。
- ・ AET*（英語指導助手）・外国語活動指導員（日本人）を活用した授業、中学3年生の英語技能検定受検の公費負担、米国アーリントンの短期留学の実施、民間企業と連携したプログラミング教育*のカリキュラム開発等により、社会の変化に対応する様々な教育の推進を図りました。英語技能検定3級以上の取得率は4割、「外国語活動の勉強は好きだった」の回答率は7割を超えています。

今後取り組むべき課題

- ・ 新学習指導要領完全実施を踏まえ、保幼小、小中のさらなる連携や、指導方法の工夫や改善が求められています。アンケート調査（児童生徒）では、教科や活動が好きかどうかと授業の理解度との相関もみられたことに加え、国の方向性である「個別最適な学び」と「協働的な学び」も踏まえ、主体的に学ぶ子どもを育成するための効果的な授業づくりと新しい指導内容に対応した学習環境の整備が重要になってきます。また、授業以外の学習時間と授業の理解度の相関もみられたことから、家庭における学習習慣の確立を進める必要があります。
- ・ 読書については、年齢が上がるほど、読書冊数が減少し、読書をする、しないの二極化が進んでいます。本に触れ、読書の楽しさを知る機会をつくるなどの取組が必要です。

- ・特別支援教育においては、全ての教員について、個別の支援を要する児童生徒に対する指導力の向上が求められています。
- ・不登校児童生徒は毎年一定数出現しています。不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活など様々な児童・生徒が抱える課題や相談への対応が求められています。
- ・社会の変革の中、自らの進路を主体的に切り拓く能力を育成することの重要性は増えています。
- ・規範やルールを守ろうとする意識は高いものの、自ら積極的に行動する子どもは少ないという現状を受けて、実践意欲と態度を育成する道徳教育の推進が必要です。また、不登校児童生徒が毎年一定数出現していることも踏まえ、児童生徒一人一人の個に応じた、様々なきめ細かな支援を行っていくことが今後重要になってきます。
- ・健康安全の面では、スマートフォンの所持率が高くなってきており、長時間使用による生活習慣の乱れや、犯罪に巻き込まれる危険性等があるため、家庭と連携した取組が必要です。また、体力については、新体力テストでの府平均を上回っている項目数が、減少傾向にあります。体力向上を図る取組の強化が求められています。
- ・グローバル社会の進展に伴い、国際的な状況を踏まえ、国際理解教育、ESD*等の指導内容の充実を図るとともに、ICT を効果的に活用し、児童生徒一人一人の個に応じた教育を進めていく必要があります。

学びを支える環境（施策分野8）

これまでの主な取組と成果

- ・教職員研修によって教職員の資質能力の向上を図るとともに、ICT 活用による事務の効率化（電子黒板の設置や校務支援システム*）や学校の時間外自動応答メッセージシステムを導入により、教職員の働き方改革を推進しました。
- ・学校のトイレの約8割を改修し、洋式化や多目的トイレを設置するとともに、小中学校にエレベータを整備し、学校施設のバリアフリー化を推進しました。

今後取り組むべき課題

- ・新学習指導要領実施のため、教職員の資質能力の向上が求められています。また、一方では働き方改革をさらに進めていく必要があります。しかしながら、教職員の長時間労働の改善については、まだ不十分な状況です。アンケート調査（教職員）から、業務多忙のため、子どもと向き合う時間が確保できなかったり、他の教職員とのコミュニケーションがとれないといった現状が明らかになりました。教職員が子どもと向き合う時間を確保するための働く環境づくりが求められています。
- ・学校施設は老朽化が進行し、電気・給排水・消防・放送・空調などの各設備や建具など改修が必要な状況にあり、手法や優先度の設定が課題となっています。今後、安全・安心な教育環境の整備を効果的・効率的に実施していく必要があります。

<社会教育>

生涯学習・人権・文化・スポーツ（施策分野9、10、12）

これまでの主な取組と成果

- ・中央公民館においては、時代の要請に応じた講座や、市民自らが企画し、講師となる市民企画講座等を実施しました。主な社会教育施設全体の利用者数は約40万人で推移しています。公民館講座の参加率は90%を超えており、講座後の満足度は80%～100%で、市民の学習ニーズに沿った講座を実施しています。
- ・図書館内のティーンズコーナー設置など、子ども達の年齢に応じた読書推進の取組を行いました。図書館では、蔵書計画を見直す中においても、様々な取組を行うことで、年間図書貸出冊数約40万冊以上を維持しています。
- ・人権問題について学習する機会を充実させたほか、男女共同参画に関する学習活動、人権教育研修等を実施しました。「人権問題研究市民集会」の参加者数及び人権啓発作品応募者の総数については、基本的には増加傾向にあり、市内において啓発活動が広がっています。
- ・文化芸術イベントの開催支援や、市民が運動やスポーツに親しむきっかけとなる市民運動会、市民スポーツフェスティバルや若葉カップ等のスポーツイベントを開催しました。また、各校区の総合型地域スポーツクラブ設立に向けて取り組み、8校区で設立しました。
- ・恵解山古墳公園が開園し、関連講演会・展示・見学会を開催しました。また、乙訓古墳群の公有化や文化財の保存・整備の推進を図りました。

今後取り組むべき課題

- ・高齢化社会を迎え、生きがいにつながる生涯学習・文化・スポーツ参加のきっかけづくり、情報提供、活動の場が引き続き求められています。市民全体で教養や健康増進の生涯学習のニーズは高いものの、特に50歳代未満ではボランティア・地域づくり活動のための生涯学習活動経験者数は少ない現状があります。
- ・読書活動については、子どもを対象とした事業などは人気が高く、子どもの読書啓発と親子のコミュニケーションの場として利用されている一方で、中高大学生の利用が少なく、利用者の世代間格差があります。ライフステージに応じた読書活動を推進する取組が必要です。
- ・人権問題が多様化しており、より幅広いニーズに応える取組が求められています。市民の人権意識の向上のため、総合的に人権教育に取り組むことが必要です。
- ・文化まつり等文化事業における参加者数は基本的には減少傾向にあり、文化芸術に携わる人が固定化、高齢化している現状があります。市民スポーツ実施率については、平成25年度と比較して微増傾向にありますが、年代別で見ると、20歳代から40歳代の運動実施率が低くなっています。市民一人一人のレベルや志向、環境に見合った文化・スポーツ施策が求められています。
- ・生涯学習・文化・スポーツの活動の場所となる施設では、老朽化が課題となっているものもあります。市民の学びの場としての計画的な施設整備が必要です。
- ・歴史や文化遺産（文化財）の保存・活用を進めるために、さらなる情報提供が必要です。

家庭・地域社会の教育力の向上（施策分野 11）

これまでの主な取組と成果

- ・「子育てサロン」の実施等による北開田児童館来館者同士の交流の促進を図りました。北開田児童館の来館者数（乳幼児親子）は、増加傾向にあり、交流の促進が図られています。
- ・放課後の児童を対象に小学校敷地内で家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、開所時間の延長、施設の建て替え、民間委託の推進などにより、サービスの充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援しました。
- ・教育支援センターでの教育相談^{*}の土曜対応の開始及び専用電話の設置を行ったほか、保護者向けの講座を実施しました。教育支援センターでの教育相談件数が増加傾向にある中、相談の時間と方法の拡充を図り、ニーズに対応した相談体制の充実を図りました。
- ・すくすく教室（小学校区）を設置し、地域と連携した、放課後や週末などの子どもの活動拠点を創出しました。また、地域全体で中学校を支援する体制を推進しました。（地域で支える中学校教育支援事業）すくすく教室の参加児童数は、少子化の影響で減少傾向にありますが、各講座の参加率は高く、各校区において特色のある講座が活発に行われています。
- ・保護者と地域とのつながりを通じた子どもの地域活動への参加、青少年の活動の場の提供を行いました。

今後取り組むべき課題

- ・精神的、時間的に様々な状況を抱え、地域の中で孤立化したり、学校と連携しにくい家庭が増えてきています。家庭における教育への支援が必要です。
- ・放課後児童クラブについては、老朽化や狭隘化の課題があるため、優先順位を決めて計画的に整備を進める必要があります。また、保育施設の拡充などのサービス内容の充実により、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを求められています。
- ・すくすく教室や地域で支える中学校教育支援事業については、地域住民による運営形態を継続するため、コーディネーターをはじめとする新たな人材確保が必要です。また、学校や地域のニーズに合った、より効果的な取組を持続的に進めるため、手法や体制等を見直しながらかつ充実する必要があります。
- ・アンケート調査（児童生徒）によると、地域の大人が見守ってくれていると感じる児童生徒は、自己肯定感が高く、自己肯定感が高い児童生徒ほど将来の夢、希望等の意欲や夢を持つ割合も高くなっていることから、地域との関わりは教育の面からも重要です。このことから、家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任のもと様々な機会連携し、子どもたちの育ちについての目標を共有しながら、子どもたちの育ちに関わる機会を充実することが必要です。

以上の検証の結果を踏まえ、本市が取り組むべき教育課題に対応するため、今後は、学校教育、社会教育という枠組みを超えて、学校、家庭、地域はもとより、ボランティア、企業などの多様な主体が連携しながら、目指すべき教育目標を共有し、長岡京らしい特色ある教育施策をより一層推進します。

第 3 章 長岡京市の教育が目指す姿



1 基本理念

本市は、長岡京が所在したという稀有な歴史と、西山の緑・水、歴史・文化、良好なまち並みなどの“うるおい資源”があり、人々のあたたかい心、多様な学びが私たちの生活に豊かさをもたらしています。

その恵まれた資源を有機的に関連付けることで、学校教育、社会教育という枠組みを超えて、学校・家庭・地域の連携・協働による教育の充実・向上（循環）を目指します。

基本理念

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり

基本理念（これからの本市の目指すべき教育の在り方）として、長岡京市教育振興基本計画（第1期）のキャッチフレーズである、「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ」に、新たに「明日の長岡京を創る しなやかな人づくり」を加えます。

「心のふれあいを大切に」は、多様な人々と関わりながら、自分の長所に気付き、自己肯定感を高めるとともに、互いの考え方を尊重し、共に学び合うことを示しています。

「生きる力をはぐくむ」は、変化が激しく複雑で予測困難な時代に、一人一人が生涯を通して主体的に学び、判断する力を身に付けるとともに、学んだことを生かして、自分の可能性を広げながら成長していくことを示しています。

本市では、これまでの地域の特性を生かした特色ある教育の姿勢を継承するとともに、子どもから大人まで、様々な人々との交流を通じて、自分自身や自分の暮らす地域に誇りを持ち、他者と協働・協力しながら明日の長岡京（新たな未来）を創ることができる、激動の時代を生き抜くしなやかさ（※）を備えた「人」の育成を目指します。

そして、その「しなやかな人」達が、自分の持つ強みを生かして、世界のあらゆる場で羽ばたき、時代を切り拓いていくことを願っています。

※ 本計画における「しなやかさ」とは

人に寄り添う協調性、折れない強さ、型にとらわれない柔軟性を含めた、しなやかに成長する強さを示しています。

2 目指す人間像

基本理念で示した「明日の長岡京を創るしなやかな人」から導かれる、目指す人間像（本市の教育が目指す市民の姿）として、次の3つの人間像を示します。

これらの人間像は、国や府の教育振興基本計画の方向性と、アンケート調査で把握した、市民が教育に求める想いを踏まえ、変化し続ける社会において、一人一人が幸せな人生を送るため、長岡京市の教育が目指す市民の姿を明確にしたものです。

思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人

人々が社会の中で、共生しながら心豊かに暮らしていくためには、人には多様な個性があることを理解し、互いを尊重する人間性を育むことが求められています。

そのために、自分の命や人生を大切にし、社会の一員として他者の存在や個性を大切にする、思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人の育成を目指します。

何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人

予測が困難な時代において、未来を拓いていくためには、新たなことや困難なことに前向きに挑戦するチャレンジ精神を育むことが必要です。

そのために、自ら進んで、他の人々を巻き込み協力しながら、様々な問題に、何事にも前向きに挑戦する、未来を拓く人の育成を目指します。

幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

変化の激しい時代においては、社会の変化に対応できる幅広い知識や柔軟な思考力が求められます。

そのために、基礎的な知識・技能に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力など、幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人の育成を目指します。

[基本理念]

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり

思いやりがあり、
互いの違いを
認め合い
助け合える人

何事にも
前向きに
挑戦して
未来を拓く人

幅広い視野と
柔軟な思考力を
持つ人

3 基本目標

本市の教育の“基本理念”と“目指す人間像”の実現に向けて、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 子どもたちの「生きる力」の育成

「確かな学力※」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会に対応しながら自己を実現し、しなやかに生きていくため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成等を推進します。

また、他者への理解や思いやり、協調性、感情をコントロールできる自制心等の他者とともに生きていく力を育成するとともに、他者との関わりの中で「自己肯定感」を高めていきます。そして、グローバル化する社会の中で、自身や自身の文化に誇りを持ち、他の文化や他のルーツを持つ人々と理解しながら、ともに新たな価値を創造し、明日を創る力を育成します。

さらに、子どもたち一人一人の興味・関心等に応じて、学びを深められる機会の提供や、生活や学びにわたる課題の早期発見等子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、児童生徒の個々の特徴に応じた、切れ目ない指導・支援を行い、一人一人を大切に教育を推進します。

基本目標2 持続可能な教育施策推進のための環境整備

明日の長岡京を創る子どもたちが魅力ある空間で学び、安全・安心に生活できるよう、時代の変化に対応できる長期的な視点を持った施設・設備等の計画的な整備を行います。

また、優れた外部人材の積極的な活用を図り、開かれた学校づくりを進めるとともに、学校経営改革として、学校における組織体制や教職員の働き方を見直し、教職員の資質や指導力の向上に努め、教職員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保し、教育の質の向上につなげます。

基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

人生100年時代の到来を踏まえ、生涯にわたって学び、豊かな人生を送るため、多様な学習機会や文化・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、学習機会の充実を図る中で、長岡京をはじめとする本市の貴重な文化財の保存と活用に努めるとともに、人づくりの土台となる市民の郷土への誇りやふるさと意識の高揚につなげます。

さらに、市民一人一人が多様性への理解を深め、学びの循環を通して市民同士がつながり、学習の成果を地域に還元することで、豊かな地域づくりにつなげます。

基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

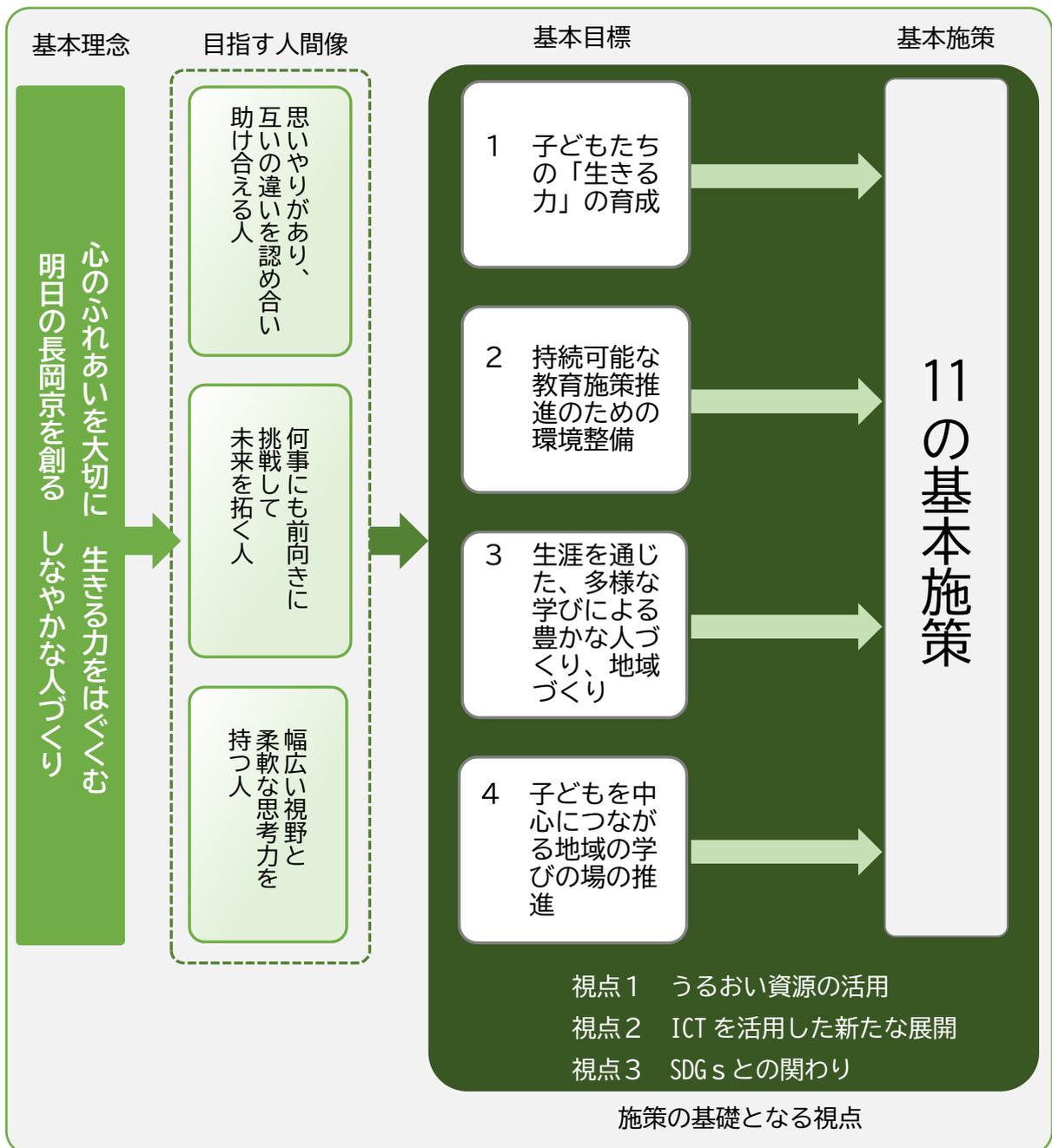
子どもが豊かな人間性を育み、自立した社会の一員へと成長するため、学校・家庭・地域の連携・協働による教育の充実に向けた取り組みを行います。

地域の人々の学校教育活動への協力や、児童生徒の地域活動への参加など、本市の豊かな学習資源や地域人材を活用し、子ども中心に学校・家庭・地域の活動のつながりを深めることで、子どもたちの学びや成長につなげるとともに、地域全体の活性化につなげます。

4 施策の基礎となる視点

“基本理念”と“目指す人間像”の実現に向けて、4つの“基本目標”に基づき教育施策を展開するに当たり、今後基礎として踏まえるべき、全ての分野に共通する重要な視点として次の3つの視点を定めます。

本市では、「うるおい資源の活用」「ICTを活用した新たな展開」「SDGsとの関わり」を施策の基礎となる視点として、常に意識することで、総合的かつ計画的に教育施策を実行していきます。



視点1 うるおい資源の活用

長岡京市が有する、“うるおい”資源（西山の緑・水、歴史・文化など）に子どもや大人が触れることは、地域の魅力に気付くきっかけとなります。そして、地域について改めて考えることによって、地域への愛着を感じるなどの地元愛の醸成につながります。その想いを行動に移すことで、人と人とのつながりが生まれ、自身が地域に包み込まれているという安心感が、人生における心の豊かさをもたらします。

このような「うるおい」資源の活用により、長岡京らしい教育を効果的に展開する中で、地域を愛する人達、そして、新たなまちの活力を創り出す人材を育むとともに、まちを築立った後もその力をまちに還元することができる仕組みづくりを進めていきます。

視点2 ICTを活用した新たな展開

「超スマート社会（Society5.0）」の到来が予測されるなか、さまざまな分野でICTの活用が始まっています。ICTの活用は、学校や社会教育施設の利便性の向上や、ライフステージやライフスタイルに応じて多様化する学習ニーズに応じた学びにつながります。

このように、新しい時代の学びにおいて重要な基盤となるICT環境の整備やICTを活用した学習活動をさらに推進することで、時代に応じた多様な学びにつなげます。

視点3 SDGsとの関わり

平成27年（2015年）9月の国連サミットでは、2030年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）が採択されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会のあらゆる主体が目標に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されています。

本市においては、第4次長岡京市総合計画でSDGsに掲げる持続可能なまちづくりを進めています。本計画では、SDGsの17のゴール（目標）のうち、主に「4質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指します。また、多面的に関連する複数の目標も意識しながら、すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を提供するとともに、生涯学習の機会を促進していきます。

5 新たな教育の循環

本市では、今後10年間、目指すべき方向として定めた“基本理念”、“目指す人間像”の実現に向けて取り組んでいきます。

具体的には、4つの“基本目標”達成に向けて、“施策の基礎となる視点”を踏まえてつくられた各種教育施策を実行することにより、本市における教育の質の向上と充実を計画的に進めていきます。

そして、その教育施策群のより効果的かつ円滑な推進を図る中で、本市にとって「教育の循環」は欠かすことのできないものです。

本市は、これまで大切にしてきた「教育の循環」とともに、さらに、まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環とすることを目指すため、循環する学び（ふれあい、互いに影響し合う学び）の提供、まち全体に広がる学びを生み出す、学びが広がる（活動とまちがつながる）仕組みづくり、学校、家庭、地域の連携・協働のさらなる推進に取り組めます。

新たな教育の循環～まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環～

大人も子どもも、人や社会とのかかわりの中で、学び、成長していきます。

大人から大人へ、子どもから子どもへ、大人から子どもへ、子どもから大人へと、ふれあいや学び合いを通じた様々な学びが生まれ、学校、家庭、地域の結び付きにより、それぞれの場所での学びが相互に関係し、循環していくことで、学びがより深いものへとなっていきます。

そして、学びの成果がまち全体へと広がっていくことは、まちの活力をつくりだし、学びの環境づくりの充実へとつながるとともに、その学びが学校・家庭・地域に還元されることで、人が育まれていきます。

「新たな教育の循環」は、施策を推進するための方策であり、同時に本市における学びの充実と向上のために目指すべきものとして、その確立を進めていきます。

～まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環～

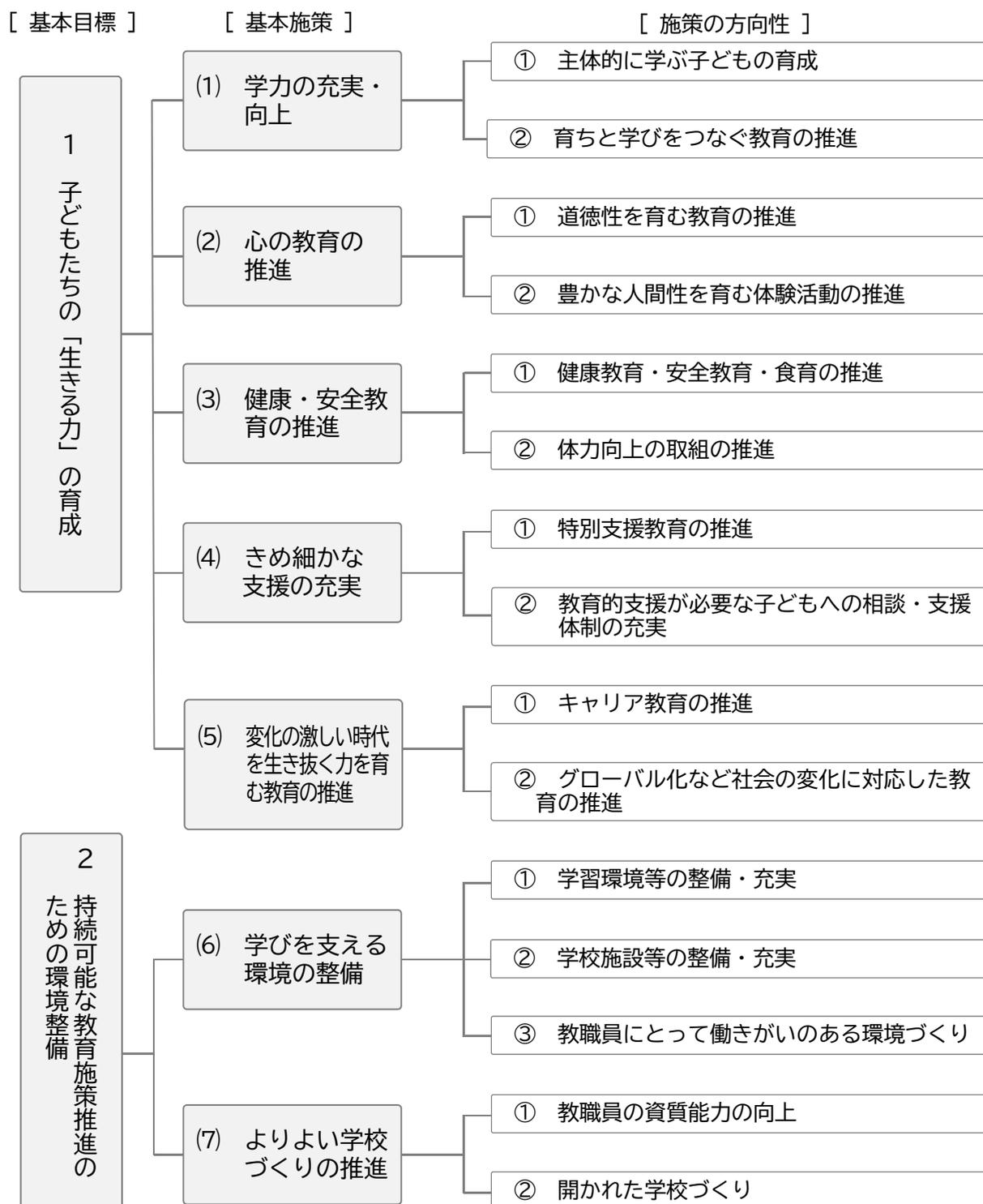


第 4 章 施策の展開



基本理念 心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創るしなやかな人づくり

- 目指す人間像
- ・ 思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人
 - ・ 何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人
 - ・ 幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人





基本理念…今後10年間に目指すべき長岡京市の教育の在り方
 目指す人間像…長岡京市の教育が目指す市民の姿
 基本目標…長岡京市の教育の目指す姿（基本理念、目指す人間像）を実現するための基本的な目標
 基本施策…基本目標を達成するための基本的な施策
 施策の方向性…基本施策を推進するための具体的な施策の方向性

1 基本目標 1 子どもたちの「生きる力」の育成

基本施策 (1) 学力の充実・向上

【実現したい学びの姿】

新学習指導要領実施を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を推進し、主体的に学ぶ子どもを育てています。また、保育所（園）・こども園・幼稚園・小学校が連携し、育ちと学びをつなぐ教育の円滑な接続が図られています。

現状と課題

- これからの社会を力強く生きていくために、「確かな学力」を育成していくことは大きな柱の一つとなっています。文部科学省が示す学習指導要領は、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱で教育内容が整理され、子どもたちに身に付けさせたい力を明確にし、指導方法を工夫・改善していくことが求められています。
- アンケート調査（児童生徒）では、教科や活動が好きかどうかと授業の理解度との相関がみられます。また、授業以外の学習時間と授業の理解度の相関もみられ、家庭と連携した自主学習力（学習習慣）の確立が必要とされています。また、アンケート調査（保護者）では、学校教育に関する取組の中で、もっと充実してほしいものでは、「学力の充実と向上（学習指導）」の割合が高くなっています。
- 全国学力・学習状況調査※において、本市の子どもたちの学力の平均値としては、国や京都府を上回っています。しかし、引き続き学力に課題を有する子ども達への手立ては必要です。今後も、全国・京都府・本市の学力・学習状況調査を様々な視点から分析し、全体や個人の課題の要因を探り、児童生徒一人一人の確かな学力を確実に伸ばすことが必要となります。
- 新学習指導要領においては、保幼小、小中の円滑な接続に一層配慮することが示されており、幼児期の教育から一貫して、子どもたちへの教育をすすめていくことが必要となっています。また、小学校及び中学校においても、義務教育9年間を見通した教育課程編成とともに、交流・連携を一層充実させ、一体的に教育を行うことが必要です。

① 主体的に学ぶ子どもの育成

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けていくために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員への研修等による授業内容や指導方法の工夫等に取り組むとともに、授業の支援体制を強化することで個々のつまづきを丁寧に把握し、どの子ども置き去りにしない授業づくりに取り組みます。

さらに、子どもたち一人一人の可能性を引き出し、学習進度に応じた最適化された学習活動を促進することで、主体的に学ぶ子どもを育成します。

主な取組・事業	内容
主体的・対話的で深い学びを目指す授業づくり	習得・活用・探究などの学びの過程の工夫や学ぶ意欲を高める取組を推進するとともに、教科等横断的な活動や体験的な活動を行い、主体的に思考・表現する学習活動や子ども同士が学びあい、協働しあう場の充実に努めます。
教科学習の充実と指導方法の調査研究	個に応じたきめ細かな指導など、学校の課題に応じた指導の工夫に努めるとともに、学力の状況の把握・分析を踏まえた授業改善を行い、各校での実態に即したカリキュラムの充実・開発に取り組めます。
英語（外国語活動・外国語）と国際理解教育の推進	発達段階を踏まえた4技能（聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと）の系統的な指導を実施します。 また、小・中学校において、異文化を学ぶ機会や発表の場を設け、国際理解教育を推進します。
読書活動の充実（小・中学校）	豊かな学びを育むために読書活動の更なる推進を図ります。 学校図書館司書 [※] の配置等の図書館環境の整備を行うとともに、読書に関する啓発活動を行います。また、適切な蔵書の更新についても行います。
家庭における学習習慣の確立（小・中学校）	学習習慣、生活習慣の形成に向けての、家庭との連携による取組を推進します。

② 育ちと学びをつなぐ教育の推進

就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児期に育まれた資質・能力を小学校教育を通じてさらに伸ばしていくため、就学前教育^{*}と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、小中9年間を見据えた指導の充実を図ります。また、中学進学時に学校を選択することができる「学校選択制」を維持し、学びたい生徒の希望に応えることで育ちと学びの連続性^{*}を重視した連携教育を進めます。

主な取組・事業・事業	内容
就学前・小学校・中学校の連携推進	幼稚園や保育所等の幼児の小学校への体験入学の実施や、保育所（園）・幼稚園・こども園と小学校の教員による、保幼小連携会議での互いの教育・保育内容の相互理解を推進します。また、幼児期と児童期をつなぐスタートカリキュラムや、中学校の「学校選択制」の実施など、小・中学校の連携強化に努めます。



AETによる英語授業



学校図書館司書による読み聞かせ

基本施策(2) 心の教育の推進

【実現したい学びの姿】

道徳的な価値について理解を深められているとともに、文化・芸術活動、郷土文化を通じて自尊感情や自己肯定感が高まり、体験活動を通じて豊かな人間性が養われています。

現状と課題

- 子どもたちが生涯にわたって、他者や社会などと関わりながらよりよく生きていく上で、自らを律する心や、互いを思いやる心、人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることはとても大切なことです。
- アンケート調査（児童生徒）では、規範やルールを守る意識は高いものの、これらに比べて、自ら積極的に行動する子どもは少ない現状が明らかになりました。今後は、「特別の教科 道徳」を軸に、道徳的な判断力、心情を育成するとともに、積極的に行動できる実践意欲と態度の育成にも教育活動全体で進めていく必要があります。また、自己肯定感が低い児童生徒も一定数見受けられることから、今後とも子どもたちの自尊感情、自己肯定感などを高めていく取組を学校・地域と連携し展開していく必要があります。
- 子どもの頃から様々な文化・芸術に触れることは、心にうるおいをもたらし、豊かな感性と芸術を愛好する心情をはぐくむことにつながります。また、自分たちが生まれ育った場所は、子ども達にとって自己を形成する土台となって、生涯にわたって心の支えになります。今後は、地域で活躍する人材を育成するためにも、住んでいる場所の歴史や文化（郷土文化）に触れることを通して、郷土愛の育成を図ることが必要です。



あいさつ運動

施策の方向性

① 道徳性を育む教育の推進

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科道徳」を軸に、道徳的な様々な価値について理解を深めるとともに、心情、実践意欲と態度の育成を教育活動全体で推進します。

また、日常的な学級活動や学校行事を通し、いじめ防止や社会のルールやマナー・規範意識を醸成することで児童生徒の人間関係の育成に努めます。

主な取組・事業	内容
道徳教育の充実	「考え、議論する道徳」として、児童生徒が話し合い、互いに学び、深め合う授業による、道徳的な判断力、心情、基本意識やそれを行動に移すことができる実践意欲と態度を育成します。また、家庭や地域社会と一体となった道徳的実践力を促す環境をつくります。
実態に即した生徒指導（学級経営等）	児童生徒の生活実態の把握や内面理解による児童生徒個々の課題解決や、児童生徒と教職員の相互の心のふれあいによる信頼関係の構築に努めます。
人権教育の充実（小・中学校）	すべての人の基本的人権を尊重する心とあらゆる人権問題（同和問題、障がい者等の人権、性の多様性への理解等）の解決に向かう態度の育成を目指し、各校での人権教育全体計画に基づく発表の場の充実に努め、人権学習を実施します。

② 豊かな人間性を育む体験活動の推進

美術展や演奏会の開催等、日頃の教育成果を発表する場を設定し、豊かな感性と芸術を愛好する心情をはぐくむ芸術文化活動の充実に努めます。加えて、郷土の歴史に触れる機会を設け、郷土愛の育成につながる教育を推進します。

主な取組・事業	内容
体験活動の充実	市小中学校美術展や吹奏楽演奏会等を開催します。また、地域の文化財見学等、郷土の歴史に触れる機会を創出します。

基本施策 (3) 健康・安全教育の推進

【実現したい学びの姿】

子どもたちが健やかな身体をつくり、健康で安全な生活を送るため、正しい知識が身に付けられているとともに、子どもたちの体力の向上が図られています。

現状と課題

- 健康な体をつくることは、子どもたちが豊かな生活を送るために必要なことであり、成長期に活発な身体活動を行うことは、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながら生き生きと生活していく活力の育成にもつながります。
- 本市では、児童生徒の健康安全対策として、各校で指導計画に基づいた健康安全教育を実施し、課題の情報共有、生活習慣病の予防や喫煙、薬物乱用等健康に関する適切な指導・対応を図っています。また、災害時や登下校時の通学路の危険から児童生徒の身を守るための指導や危機管理マニュアルの作成、交通安全指導に取り組んでいます。
- 健康面においては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、新しい生活様式等を踏まえた学校運営が必要となっており、家庭と連携した健康管理と発達段階に応じた保健指導が求められています。
- 児童生徒が巻き込まれる事件や事故が後を絶たない中、学校における安全管理の徹底と児童生徒への安全教育の重要性は高くなっています。
- アンケート調査（保護者・児童生徒）では、スマートフォンの所持率が高くなってきていることが明らかになり、今後は長時間使用による生活習慣の乱れや、犯罪に巻き込まれる危険性が考えられます。一方で、ICT を効果的に活用することで学力向上にも寄与する一面もあることから、正しい知識やルールを身に付けさせる必要があります。
- 本市では、食育を推進し、子どもの育ちを支える観点などから、市内全中学校において中学校給食を実施しています。導入後のアンケートでは、保護者、生徒ともに好評となっており、中学校給食の評価は高くなっています。今後も、栄養バランスの取れた健全な食生活の基盤づくりに寄与し、心身の健全な育成を目指し、小中連携した9年間を見据えた食育に取り組んでいくことが重要です。
- 新体力テストについては、持久力や筋力のテスト結果において、京都府及び全国平均値を下回っている傾向にあります。学校体育の推進の一環として新体力テストの分析

結果を活用し、発達に応じた体育指導が求められています。生涯にわたり、子どもたちの健やかな身体を育成するためには、体を動かす楽しさを学び、体力づくりに積極的に取り組む姿勢を育てる必要があります。

施策の方向性

① 健康教育・安全教育・食育の推進

感染症や熱中症などに関する情報を正しく理解し対応していくとともに、児童生徒の所持率が年々高まっているスマートフォンの適切な利用、薬物乱用防止、望ましい生活習慣などの健康安全教育を実施します。また、様々な性に関する問題や現状について教職員が情報共有の機会を設け、時代に即した性教育を実施していきます。

主な取組・事業	内容
健康教育の推進	健康（こころとからだ）への関心を高める保健指導や、警察や関係機関の方による薬物乱用防止教室等を実施します。また、家庭と連携した、健康な心身をつくるための生活習慣の定着に向けての指導、時代に即した性教育を行います。
安全教育（防犯・交通安全）及び防災教育の推進	児童生徒に危機回避能力の基礎が身に付くよう、災害時や登下校時の通学路の危険から身を守るための指導や交通安全指導、避難訓練などを計画的に実施します。
安全管理の充実	学校における保健管理や、定期的な施設・設備の安全点検等を実施するとともに、危機管理マニュアルの作成や学校安全計画を推進し、学校の安全管理を充実します。また、通学路における安全の確保に努めます。
食育の推進と安全・安心な給食の提供	学校給食を活用して食に関する指導を実施し、食中毒対策や食物アレルギー対応などに努め、安全で安心かつ、栄養バランスのよい魅力ある学校給食を提供します。

② 体力向上の取組の推進

児童生徒の体力の向上及び健康の保持・増進とともに、運動に親しむ態度や能力、競技力を育むために学校体育やその他の行事、部活動を充実します。

主な取組・事業	内容
学校体育・スポーツ活動の推進 (小・中学校)	「全国体力・運動能力調査」の結果を分析し、子どもが運動することの楽しさを実感し、進んで運動する習慣が身に付くような体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等を行います。また、部活動への大会出場に係る費用等の一部補助やふるさと納税を活用した各校の遊具購入等や部活動の備品購入を行い、部活動やその他の行事の充実に努めます。



小学校体育大会



中学校体育大会

基本施策（4） きめ細かな支援の充実

【実現したい学びの姿】

障がいや不登校、いじめ・虐待など様々な背景をもつ子どもたちに対し、関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行われています。

現状と課題

- 子ども一人一人の個性や能力を伸ばすためには、個々の成長や発達の違いをふまえ、子どもの学びを支える環境の調整が必要不可欠です。なかでも、個別の支援を要する児童生徒には、一人一人の教育的ニーズに応じ、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、より一層、家庭や医療、福祉などの関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。
- 今後も個に応じた必要な支援及び適切な指導が図れるよう、特別支援学級、通級指導教室※の担当教員の育成及び通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援に向け、全ての教員の指導力の向上が求められています。
- 各種アンケート調査では、学校が楽しいという児童生徒が多数いる一方で、不登校児童生徒は毎年一定数出現しています。今後も、日々のきめ細かな児童生徒の状況の把握や情報共有、組織対応での見守りの強化、スクールカウンセラー、市教育委員会、教育支援センター等関係機関との連携・相談を充実し、支援が必要な子どもたちの早期発見、課題解決を組織的に行い、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えることが重要です。

施策の方向性

① 特別支援教育の推進

子ども一人一人の自立と社会参加に向けたきめ細かな支援ができるよう、指導方法を工夫し、教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の一層の推進を図ります。加えて、関係機関と連携し、連続性を大切にした切れ目のない支援体制や相談体制の充実に努めます。

主な取組・事業	内容
特別支援教育の充実	合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画 [※] 等の作成と活用、インクルーシブ教育 [※] の視点を踏まえた理解教育の充実に努めるとともに、市支援員の配置による支援を行います。
関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援	特別支援学校等と連携した専門家チームによる巡回相談等を行います。また、教育支援センターとの連携による就学相談 [※] 等との情報共有に努めます。
学校における指導体制及び学習環境の充実	ながおかきょう“リンク・ブック”の活用や、市特別支援学級担任会や通級指導者担当者会等の実施により、特別支援コーディネーターを中心とした校内の指導体制を確立します。また、通級指導教室の充実に努めます。

② 教育的支援が必要な子どもへの相談・支援体制の充実

アンケートの実施や子どもたちの生活や学びにわたる課題の把握に努め、関係機関との連携により、不登校やいじめ・虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもたちが抱える様々な課題に対して、組織的な支援を進められるよう支援体制の構築を図り、一人一人が学び続けることができ、安全・安心な学びができる環境づくりを推進します。

主な取組・事業	内容
いじめの問題等への対策	いじめ等対策指導員 [※] を配置するほか、いじめアンケート及び聞き取り調査や各校でのいじめ防止対策推進委員会を実施します。また、府配置のスクールカウンセラーや教育支援センターの教育相談員による教育相談を活用し、いじめについての対策を行います。
教育的支援が必要な子どもへの支援体制整備	不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活など様々な課題や相談への対応を行うとともに、不登校児童生徒の学習等の場としてアゼリアひろば [※] の運営、メンタルサポーター（心理の専門家）の派遣など、不安や悩みを抱える子どもへの支援体制を整備します。

基本施策 (5) 変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進

【実現したい学びの姿】

将来の夢や目標を持ち、進路を主体的に選択できるよう、キャリア教育や、グローバル化などの社会の変化に柔軟に対応できる能力を身に付ける教育を推進しています。また、ICT 環境の整備により情報教育のための環境が整っています。

現状と課題

- 激しく変わりゆく社会の中で生き抜く力を育むためには、子どもたちに多様な知識を身に付けさせる必要があり、様々な人間性を育む教育を行うことが必要です。子どもには将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。
- アンケート調査（保護者）では、キャリア教育に対するニーズも高く、社会の変革の中、自らの進路を主体的に切り拓く能力を育成することの重要性は増しています。今後も引き続き、地域と連携したキャリア教育を展開することで、地域の人々との関わりの中で、社会の仕組みや自己と他者との関わり方を理解するとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てることが重要です。
- 超スマート社会（Society5.0）の到来等、今後の技術革新や社会変化に対応する人材を育てるためには、あらゆる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるような取組を推進することが求められます。さらに、国の GIGA スクール構想も踏まえ、情報教育以外にも ICT を活用した様々な教育の推進や児童生徒一人一人の個に応じた教育による新しい時代を生き抜く力の育成をより一層進めていく必要があります。
- 国連総会において採択された SDGs 達成に向け、国連教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）、加盟国政府、NGO 等によって、「教育 2030 行動枠組み」が採択され、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされました。今後はこのような国際的な状況を踏まえた指導内容を充実する必要があります。
- グローバル化の流れの中、令和2年度より小学5、6年生で外国語（英語）が教科化されるなど、外国語教育の重要性はより一層増しています。経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している現在、世界に通用する実践的な語学力とともに豊かな国際感覚を醸成することが大切です。今後も、言語や文化が異なる人々と主体的に協働できる力を育むことが求められることから、グローバル社会に対応できる実践的な英語力を身に付けられる教育が必要となります。

① キャリア教育の推進

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を主軸に各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実・推進を図ります。

主な取組・事業	内容
キャリア教育の推進	体験活動や社会人講師の活用を通して、子どもたちの「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、明確な目的意識を持って自己の進路を選択する力を身に付けるため、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

② グローバル化など社会の変化に対応した教育の推進

小学校での英語の教科化に伴い、ネイティブの英語に触れ、異文化や異なる生活習慣を学ぶことによって、お互いの歴史的文化や多元的な価値観を尊重し合う姿勢などを育成します。また、SDGsなどの国際的な流れ、環境問題など、刻々と変化する社会における問題や課題を身近なものとし、それらを積極的に対応・解決するための外国語・国際理解教育を推進するとともに、ICT 機器を効果的に活用しつつ、論理的思考力・情報活用能力を育みます。

主な取組・事業	内容
英語（外国語活動・外国語）と国際理解教育の推進【再掲】	発達段階を踏まえた4技能（聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと）の系統的な指導を実施します。 また、小・中学校において、異文化や異なる生活習慣を学ぶ機会や発表の場を設け、外国語・国際理解教育を推進します。
プログラミング教育・ICTを活用した教育の推進及び情報活用能力の育成	ICT 機器の活用やプログラミング的思考（論理的思考力）の向上、情報活用能力を育成します。また、ネットトラブルなどから子どもを守るための取組を推進します。



プログラミング教育

2 基本目標 2 持続可能な教育施策推進のための環境整備

基本施策 (6) 学びを支える環境の整備

【実現したい学びの姿】

ICT 活用のための備品の導入や設備改修、配慮が必要な子どもへの支援の充実が図られています。また、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実と、教職員にとって働きやすい環境づくりが進められています。

現状と課題

- 子どもたちが良好な学習空間で学び、教員や友達との関わりを大切にしながら、安全に安心して学校生活を送れるよう、教育環境を充実していく必要があります。特に、学校施設の整備においては、安全・安心な環境を目的とした「施設整備」に留まらず、ICT 機器などの基盤整備など、新しいニーズに対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境を構築していくことが重要です。
- 教材や教育用備品については、新しい時代に求められる子どもたちの資質・能力の育成に向け、デジタル教材をはじめ新学習指導要領に対応した教材の整備が必要なことに加え、通級指導による支援が必要な子どもも増加傾向にあり、個に応じた教育用備品などの教育環境も一層整えていく必要があります。
- 本市では、子どもたちの安全・安心な教育環境を整備するため、校舎や体育館の耐震化、中学校給食の施設整備、トイレの洋式化、多目的トイレやエレベータの整備等を進めてきました。一方で、学校施設は老朽化が進行し、電気・給排水・消防・放送・空調などの各設備や建具などについて改修が必要な状況にあり、修繕の手法や優先度の設定が課題となっています。今後も、安全・安心な教育環境の整備を効果的・効率的に実施していく必要があります。
- 次代を担う子どもたちを育むためには、教職員一人一人が学校での仕事と自己の生活とのバランスがとれた働き方をし、心身ともに健康で、意欲を持って子どもたちと向き合うことが大切です。アンケート調査(教職員)では、教員が業務の多忙を理由に、子どもと向き合う時間が確保できなかったり、業務量が多いために、他の教職員とのコミュニケーションが取れない状況が生じています。業務量の多さから、在校時間が長時間傾向になったり、精神的負担感を抱えることにつながりやすいことから、校内における相談体制や指導体制を構築し、組織的に課題に取り組む体制づくりを進めるなど、教職員にとって働きやすい環境づくりの推進が必要です。

施策の方向性

① 学習環境等の整備・充実

小中学校において、ICT を活用した学習活動を行うことができる施設、備品の充実に努めるとともに、児童生徒に対する良好な教育環境の整備を進めます。高速通信ネットワークと児童生徒1人1台の学習者用タブレットの整備により、授業への ICT 活用を推進し、様々な学習活動の充実を図ります。

また、就学が困難な子どもたちに対し、経済的な援助を行い、家庭への負担軽減を図ります。

主な取組・事業	内容
指導内容に対応した教材、備品の配備	新しい時代の学校教育の指導内容に応じた学習用タブレット端末等の各種教材や教育用備品などの導入促進、適切な配備を行います。
就学や進学に対する支援体制の充実	経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対する学用品費等の必要経費の援助や高等学校等の進学が困難な家庭に対する奨学金に関する情報提供を行います。



学習用タブレット端末の導入



大型モニターを使った授業

② 学校施設等の整備・充実

「個別施設計画（学校施設長寿命化計画）」を策定し、これに基づき既存の学校施設等について、適切な保守・維持管理を行い、安全で安心な施設環境を維持します。

主な取組・事業	内容
学校施設安全快適整備	児童生徒の安全・安心と快適な学校生活、充実した学習環境などの実現のため、施設整備を行います。外壁改修等の安全対策、空調整備、教室等照明 LED 化等の環境整備により学校施設の機能性能の向上を図ります。
学校施設再整備事業	老朽化等の課題がある学校施設の建替えによる再整備を検討・実施します。

③ 教職員にとって働きがいのある環境づくり

ICT を積極的に活用した校務支援システムの活用などによる校務の効率化や会議、行事の見直し等による負担軽減を図り、学校経営の改善に努めることで教職員が授業を主軸とした質の高い教育活動に専念できる、教職員にとって働きがいのある環境づくりを推進します。

主な取組・事業	内容
持続可能な学校指導体制の環境整備	教員業務の見直しや在校時間の適切な把握、校務支援システムの活用等をより一層推進し、教職員の長時間労働の改善に取り組みます。また、外部の人材活用や学校業務時間外の自動音声応答メッセージシステムによる電話対応、スクールロイヤー※制度の活用により、教員が教育活動に専念できる環境整備に努めます。



エレベータ整備によるバリアフリー化



施設再整備に向けた参画型の取組

基本施策（7） よりよい学校づくりの推進

【実現したい学びの姿】

地域人材の活用や研修等を通して教職員の専門性を高めるとともに、地域、保護者に対して開かれた学校を目指すことで、よりよい学校づくりが図られています。

現状と課題

- 学校の教職員は従来から学習指導や生徒指導など幅広い業務を担っており、いずれの業務においても、子どもの状況把握に努め、効果的な指導につなげられるよう取り組んできました。近年子どもを取り巻く環境が急激な変化を続けるなか、教育課題が複雑化・困難化してきており、学校の教職員に求められる役割も多様化しています。
- 教職員が学校における多様な課題に対応し、新学習指導要領改訂を受けて時代に即した新たな教育を実践するためには、教職員の学び続けようとする姿勢をしっかりと支えて、学習指導において絶え間ない工夫改善につなげていく必要があります。教育の直接の担い手である教職員の資質向上を図ることが重要です。
- 少子高齢化や情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境が変化し、学校が抱える課題が複雑化・多様化してきています。そのような状況の中で、次代を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域や外部の人材と連携・協働した取組等、開かれた学校づくりが求められています。
- アンケート調査（保護者）では、「学校に期待する教育や指導について、学校は全体として期待に答えてくれているか」については、小学生保護者、中学生保護者ともに、期待に答えてくれていると回答した割合が8割程度と学校への評価は高くなっています。これまでの取組の評価を踏まえながら、今後も学校と教育委員会、地域等の連携を推進し、学校組織の機能強化を推進していく必要があります。



ネットを活用した教職員研修

施策の方向性

① 教職員の資質能力の向上

子どもたち一人一人の学びを最大限に引き出し、個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員研修を充実することにより、授業力や多様な教育課題への対応力等、教員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

主な取組・事業	内容
教職員研修事業	学校教育におけるさまざまな課題の解決と新たな研究の推進をめざした、時代の流れに即した研修を行います。また、OJT による研修やネットを活用した研修形態の導入の検討等、多様な研修機会の充実に努めます。

② 開かれた学校づくり

学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、社会に開かれた教育課程として創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、積極的な情報発信をはじめ、学校評議員制度等の活用やコミュニティ・スクール[※]の検討を行います。また、外部人材と連携した授業等の支援や、専門家の活用による授業改善などに取り組むことで、教育の質の向上を図ります。

主な取組・事業	内容
地域とともにある学校づくり	学校評議員制度の活用と学校評価の実施、学校だよりやホームページ等を活用した積極的な情報配信による地域に開かれた学校づくりに努めます。
外部人材の活用	学校外の人材による授業や部活動の支援、大学など外部の専門家からの助言による授業改善などにより、教育の質の向上を図ります。

3 基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる

豊かな人づくり、地域づくり

基本施策(8) 生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

【実現したい学びの姿】

社会教育施設や講座等が充実され、主体的に学ぶ市民が増えています。また、市民に多様性への理解や人権を尊重する意識が育っています。

現状と課題

- 人生100年時代を見据えて、人生を豊かに暮らしていくためには、生涯にわたって学びを継続していく必要性が高まっており、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供することが重要です。また、一人一人の学びだけでなく、学習を通じたつながりづくりや地域における活動へと生かすことで、地域コミュニティの維持・活性化にもつながります。
- アンケート調査（市民）によると、市民全体で教養や健康増進の生涯学習のニーズは高い状況ですが、特に50歳代未満ではボランティア・地域づくり活動のための生涯学習活動経験者数は少なくなっています。行政が学習活動に力を入れて取り組むべきだと思うことでは、保護者、市民ともに「いつでも気軽に利用できるスペースの提供」「講座や講演会などの分かりやすい情報提供」の割合が最も高く、気軽に利用できる学習の場や情報提供の充実が求められています。多様化する市民の学習ニーズを的確に把握した生涯学習環境や講座の充実、効果的な情報発信を行うことが必要です。
- 読書には、心を育む・思考を鍛える・生き方を学ぶなど様々な効用があります。図書館は、読書を通じた学びの場として、市民の教養と文化の発展における重要な役割を担っています。本に触れ、読書の楽しさを知る機会をつくるなど、子どもから大人まで、ライフステージに応じた読書活動を推進する取組が必要です。昨今では、価値観の多様化、情報化社会の進展等、図書館を取り巻く環境は大きく変化しており、市民一人一人のニーズを踏まえるとともに、子どもの発達過程に応じ、多様な学びへとつながる資料・情報提供の重要性は増しています。また、障がい者等の図書館利用に支援が必要な人達への対応も注目されています。このような中、今後さらに、人が知り合い、つながりを形成することができるような地域の情報拠点としての図書館の機能強化も求められています。

- すべての市民が人権尊重の理念についての正しい認識を持ち、差別や偏見がなく、多様性を認め合う社会の実現が求められます。社会の変化や一人一人の意識の変化等を反映して、同和問題、障がい者等の人権に関する問題のほか、多様な性への理解といった新たな問題が顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化する傾向にあります。このような中、市民の人権意識向上のため、引き続き、総合的に人権教育に取り組むことが必要です。

施策の方向性

① 生涯を通じた学びの機会の充実

人生 100 年時代を迎え、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学ぶことができる機会の充実と、学んだことを生かして新たなチャレンジができる社会の実現をめざし、中央公民館や中央生涯学習センター等の社会資源を活用した多様な学習の場を創出します。また、市民の学ぶ意欲を支えるため、学習情報の提供や相談体制（生涯学習相談員等）の充実など、様々な学習支援を行います。

主な取組・事業	内容
公民館市民講座開設事業	市民生活が生涯学習を通じて潤いあるものとなるように、様々な学習ニーズに対応した講座を実施します。 また、実際生活に関する学習課題を市民自らが講師となり共に解決していく「市民企画講座」を実施します。
中央生涯学習センター事業	人生 100 年時代を迎え、生涯学習社会への重要性が高まっています。市民の主体的な学びの場として、また、学習機会や情報を提供する場として、中央生涯学習センターを管理運営します。



中央公民館 市民企画講座

② 地域に広がる学びへの支援

市民の主体的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決に生かすことができる環境づくりとその充実を進めます。市民一人一人が学び合い、地域における活動へとつながり、さらなる学びへの意欲を高めることができる「学び」と「活動」が循環する地域づくりを推進していきます。

主な取組・事業	内容
社会教育推進事業	団体の持続的な活動が推進できるように、社会教育関係団体を支援していきます。
公民館市民講座開設事業 【再掲】	市民生活が生涯学習を通じて潤いあるものとなるように、様々な学習ニーズに対応した講座を実施します。 また、実際生活に関する学習課題を市民自らが講師となり共に解決していく「市民企画講座」を実施します。
各種団体サークル等活動支援事業	公民館で活動しているサークルの活動紹介等を通じて、公民館に来館し、活動する市民を増やします。 館内の発表会・パネル展示・広報紙に加え、中・高・大学生、壮年等の世代別の広報も展開し、新たな市民利用を呼び込みます。



公サ連（公民館サークル連絡協議会）まつり



③ 人を育む読書活動の推進

家庭・地域・学校・図書館等が連携を取りながら、子どもの興味や関心を尊重しつつ、自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるように、子どもの読書活動を推進します。また、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができるよう、生涯にわたり読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

主な取組・事業	内容
図書館サービスの推進・充実	読書啓発活動を推進するとともに、今まで図書館を利用していない人にも魅力を感じてもらえるアプローチの手法を検討・実施します。
読書活動の充実（小・中学校） 【再掲】	豊かな学びを育むために読書活動の更なる推進を図ります。 学校図書館司書の配置等の図書館環境の整備を行うとともに、読書に関する啓発活動の実施を行います。また、適切な蔵書の更新についても行います。



図書館えほんのひろば



小学生による本の紹介「読書の木」

④ 人権教育・多様性への理解の推進

全ての市民の基本的人権が守られ、多様性への理解のもと、一人一人が個性と能力を発揮することができる社会を目指し、子どもから大人までを対象とした、様々な人権問題について学ぶ機会の創出など、多様化・複雑化する課題を解決するための学習活動の推進をはかります。

主な取組・事業	内容
人権教育・啓発推進事業	全ての市民の人権が尊重され、個性と能力を発揮することができる社会を目指し、人権学習会や研修会を行います。
人権教育の充実（小・中学校） 【再掲】	すべての人の基本的人権を尊重する心とあらゆる人権問題（同和問題、障がい者等の人権、性の多様性への理解等）の解決に向かう態度の育成を目指し、各校での人権教育全体計画に基づく発表の場の充実に努め、人権学習を実施します。



人権啓発作品展示



人権啓発絵本を作成、動画配信

基本施策 (9) 文化・スポーツの振興と文化財の保存活用

【実現したい学びの姿】

市民が親しめる文化・芸術イベントやスポーツ大会の支援や運動・スポーツができる場所の提供により、文化・スポーツに関わる市民が増えています。また、文化財の魅力や価値についての市民への啓発が図られています。

現状と課題

- 人は、質の高い文化や情報に実際に触れることによって精神的な充足感を得られるとともに、知識を蓄え、感性や創造性を育みます。質の高い文化に触れたり、スポーツを楽しんだり、それらの活動を通じて人と交流することが、充実した生活や人生の潤いにつながります。
- 本市では、文化芸術振興に向けて、文化活動で活躍・貢献された個人や団体の顕彰をしたり、文化活動団体の文化芸術イベント開催などに伴う支援を行っていますが、一方で、文化活動団体のメンバーの高齢化や固定化、文化芸術活動の拠点となる施設の老朽化などの問題があります。今後は、「長岡京市文化芸術推進ビジョン」に基づき、引き続き、地域に根差した文化芸術活動が継続的に実施できるよう支援するとともに、施設等の文化活動を発表・鑑賞する場を維持・管理していく必要があります。
- スポーツには、体を動かすことから得られる体力や健康の増進に加え、地域コミュニティの醸成など、多面的な効果があります。本市では、市民が、運動やスポーツに親しむきっかけとなる市民大運動会、市民スポーツフェスティバルなどのスポーツイベントを開催しています。一方で、地域スポーツに関わる人達の高齢化によるマンパワーの低下や施設の老朽化の課題があります。今後は、「長岡京市スポーツ推進計画」に基づき、誰もが日常的に運動・スポーツを楽しむことができるよう、市民一人一人のレベルや志向、環境に見合ったスポーツ施策が求められています。
- 一人一人が郷土への理解や愛着を深め、歴史や文化財を次世代に継承するため、文化財をより身近に感じる取組や適切な保存・整備が必要です。本市には、乙訓古墳群や長岡京跡など多くの貴重な文化財があります。アンケート調査（市民）によると、本市の歴史や文化遺産（文化財）については、「大切に次世代に伝えたい」の割合が約8割と高く、多くの人が本市の歴史や文化遺産（文化財）に関心を持っています。一方で、乙訓古墳群の公有化と保存・整備、文化財発掘調査での出土遺物や歴史資料の保管場所の確保など、長期的な課題もあります。貴重な文化財を後世に継承していくために、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうと

ともに、文化財の保存だけでなく、まちづくりなどへも活用するという視点のもと、「長岡京市文化財保存活用地域計画」を策定して、総合的な保存活用を進めていく必要があります。

施策の方向性

① 文化・芸術の振興

文化や芸術を学ぶことを通じて、地域社会や人とのつながりを深め、その学習成果を生かすことで、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備と、その活動の支援を推進します。

長岡京記念文化会館等の文化施設を活用し、市民が文化や芸術に親しみ、活動成果を発表できる場の提供と、長岡京芸術劇場等のイベント開催及び運営支援を行うことにより、優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

主な取組・事業	内容
長岡京芸術劇場推進事業	<p>「長岡京芸術劇場」公演をはじめとした文化・芸術事業を推進します。また、子どもたちが文化・芸術に興味関心を持ち、活躍するまちづくりに取り組みます。</p> <p>また、長岡京記念文化会館を拠点とした質の高い舞台芸術の提供と充実を図るとともに、記念文化会館の安定的な運営を目指し京都府（施設設置者）に対して会館の活用や維持・改修を求めています。</p>
文化活動推進・支援事業	<p>誰もが文化・芸術活動に触れ、参加してもらう機会を確保するため、文化団体の文化・芸術活動を推進し、活動支援を行います。</p>



長岡京室内アンサンブルによるアウトリーチ事業
(ヴァイオリン体験学習)

② スポーツの振興

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。市民、各種団体との連携を図りながら、スポーツ大会等の開催や総合型スポーツクラブの支援により市民にとって身近な地域においてスポーツに接する場や機会の充実、体力の維持向上に向けた取組を支援するとともに、老朽化が進むスポーツ施設の計画的な整備を検討します。

主な取組・事業	内容
総合型地域スポーツクラブ推進事業	全小学校区で総合型地域スポーツクラブの設立を図ります。
スポーツ交流推進事業	<p>若葉カップ全国小学生バドミントン大会を通じ、競技力向上の機会と広域的な交流を深める機会を創出します。</p> <p>市民が身近な校区で運動・スポーツに親しめるよう、小中学校の体育施設を開放し、運動・スポーツのできる環境の確保に努めます。</p> <p>また、スポーツ少年団の育成やスポーツ団体連合会の活動の支援を図ることで市民のスポーツ実施率を高めます。</p>
スポーツ施設環境の整備	スポーツ活動の拠点である西山公園体育館やスポーツセンターの適正な維持管理に努めながら、多くの市民がライフステージに応じたスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ活動の充実を図ります。
学校体育・スポーツ活動の推進 (小・中学校)【再掲】	「全国体力・運動能力調査」の結果を分析し、子どもが運動することの楽しさを実感し、進んで運動する習慣が身に付くような体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等を行います。また、部活動への大会出場に係る費用等の一部補助やふるさと納税を活用した各校の遊具購入等や部活動の備品購入を行い、部活動やその他の行事の充実に努めます。



みんなのスポーツデー（親子サッカー教室）

③ 文化財の保存と活用

地域の歴史文化の調査研究や展示、講演会等を通じて、文化財の価値や魅力をわかりやすく発信していきます。

また、総合的・計画的な文化財の保存・活用を進めます。

主な取組・事業	内容
総合的な文化財保存活用の推進	文化財保存活用地域計画の策定と新庁舎での歴史資料の展示公開を進めます。 計画の策定と合わせて、恵解山古墳をはじめとする「乙訓古墳群」の保存・整備、未調査の歴史資料の収集・調査・保存に取り組みます。



小学校発掘現場見学



勝龍寺城土塁・空堀跡

4 基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

基本施策(10) 家庭・地域・学校の連携・協働による教育の充実

【実現したい学びの姿】

家庭・地域・学校がそれぞれ連携・協働し、子どもたちの成長を見守る体制が充実できています。また、地域の中で安心して子育てしている保護者が増えています。

現状と課題

- 少子化や核家族化など、子育て家庭を取り巻く状況の変化により家庭での教育力の低下が懸念される中、学校と家庭、地域社会との連携・協力により、地域全体での教育を充実することが重要となっています。
- 本市では、保護者の子育てや教育に関する悩みや不安に対し、様々な支援等を行うことにより、家庭教育の支援に努めています。また、保護者間、また保護者と学校間の情報共有等、家庭同士の連携、学校と家庭との連携の取組を進めています。さらに、地域においては、子どもの見守り活動等の地域ぐるみでの育成活動を実施しています。
- アンケート調査（児童生徒）によると、地域の大人が見守ってくれていると感じる児童生徒は、自己肯定感が高く、自己肯定感が高い児童生徒ほど将来の夢、希望等の意欲や夢を持つ割合も高くなっていることから、地域との関わりは教育の面からも重要です。子どもたちが地域の中で、信頼できる大人たちと関わりを持つことで、自分自身の価値を確認し自己肯定感を高めるとともに、多様性を認める意識の醸成にもつながっていくことが期待されます。一方で、地域の人達の高齢化や後継者不足に加え、アンケート調査（教職員）からは、地域内での連帯感や家庭間のつながりの希薄化、地域行事における学校の地域への関わり方、精神的・時間的に様々な状況を抱え学校と連携しにくい保護者などの課題もみられています。
- 家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任のもと様々な機会 で連携し、子どもたちの育ちについての目標を共有しながら、学校での地域の人材の活用（学校を核とした家庭・地域との連携）や、子どもたちが地域に参加することで家庭・地域が一体的に子どもたちの育ちに関わる機会を充実することが重要です。

① 地域ぐるみでの育成活動の推進

学校を支援する地域組織等を通じて、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。また、その中でコミュニティ・スクールの検討を行いながら、より効果的・継続的な活動となるよう引き続き支援していきます。

主な取組・事業	内容
地域見守り活動の推進	子どもの健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が、相互に連携を深め、子どもを守り育てる活動を推進することで、明るく住みよいまちづくりを進めます。
地域で支える中学校教育支援事業	地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を推進します。各中学校に地域コーディネーター※を配置し、地域住民がボランティアとして、授業や部活動の支援のほか、放課後の学習支援、図書室の開室支援、学習支援等を実施します。研修や交流を通し、コーディネーターの資質向上に努め、学校と一体となって持続可能な体制作りを進めます。



少年補導委員会による「中学生とトーク」



中学校教育支援事業

② 家庭教育への支援の充実

家庭の教育力を高めるため、発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親が学べる場を充実します。

また、親が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、地域の中に子育てを通じた交流の場をつくり、子育て家庭が孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。

主な取組・事業	内容
家庭教育に関する学びの機会の充実	子育ての責務や親としての役割、子どもとのかかわり方など、保護者が子育てに関して、学ぶ機会を提供します。
教育に関する保護者相談体制の充実	いじめ、不登校などの教育に関する相談のほか、子どもの発達や子育てに関する相談について、専門的な指導やアドバイスが受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知を行います。
児童館子どもの居場所づくり事業（子育てサロン）	子育て世代の不安感、孤独感を解消するため、子育てサロンなど子育て世代を支援する事業を継続的に実施し、来館者同士の交流を推進します。
家庭における学習習慣の確立（小・中学校）【再掲】	学習習慣、生活習慣の形成に向けての、家庭との連携による取組を推進します。



北開田児童館 子育てサロン

基本施策 (11) 子どもを健全に育む場の充実

【実現したい学びの姿】

子どもたちが、多様な場所において体験や交流など充実した時間を過ごすことで、健全に育っています。

現状と課題

- 子どもたちの健全な育成は、学校、家庭だけが担うものではないことは言うまでもありません。放課後における、地域社会でのさまざまな体験や異年齢の人たちとの交流は、思考力・判断力・表現力といった、これからの社会を生き抜くために求められる資質や能力、豊かな人間性や社会性を身に付けるための重要な機会となります。また子どもたちとの交流を通して、子育て期以外の市民にとっても、地域社会への参加のきっかけとなり、自分自身の学びにもつながっていきます。
- 現在、本市においては、放課後児童クラブや児童館での活動、地域における文化活動やスポーツ活動、子供会活動などさまざまな活動が展開されています。
- 共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブの需要は年々増加しています。受け入れを拡大するための施設整備や、保育の質の向上に向けての取組が必要となっています。放課後の時間を子どもにとってより充実した時間とするため、スポーツや文化活動などが体験できる場所の拡充のほか、地域全体で連携し、子どもの健全な育成を推進するための居場所づくりに選択肢を増やす取組が必要となっています。

施策の方向性

① 放課後児童対策の充実

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、就労等により昼間、保護者が家庭にいない児童が生活や遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことができる場として、充実を図ります。

主な取組・事業	内容
放課後児童クラブ育成事業	放課後の児童を対象に小学校敷地内で家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保育施設の拡充などのサービス内容の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

② 体験・交流の場の充実

地域全体で子どもの健全な育成を推進するために、家庭ではできない貴重な体験やふれあいの場をつくることを通じて地域の協力者との連携を促進するとともに、児童館における集団での遊びのなかで子どもたちの協調性等を育むなど、地域における様々な体験・交流の視点をもった事業の充実を図ります。

主な取組・事業	内容
すくすく教室推進事業	学校や地域、家庭が一体となって、子どもの安全・安心な居場所を確保し、特別教室や体育館等の学校施設において、地域の活力を利用して、放課後や週末などの子どもの活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取組を推進します。また、放課後児童クラブ育成事業との連携を図ります。
児童館子どもの居場所づくり事業（子どもの遊び場等）	児童館が子どもたちにとって快適な居場所となるよう、児童館事業の充実を図るとともに利用ニーズに沿った運営を行います。



放課後児童クラブの行事（交通安全教室）



すくすく教室（タケノコ堀り体験）

第 5 章 計画の推進に向けて



1 計画の周知と情報の発信

本計画の基本理念、目指す人間像の実現のためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのため、今後10年間の本市教育が目指すべき方向性とその施策について、ホームページ等さまざまな媒体を活用し、市民へわかりやすい説明と情報提供に努め、計画内容の周知を図ります。

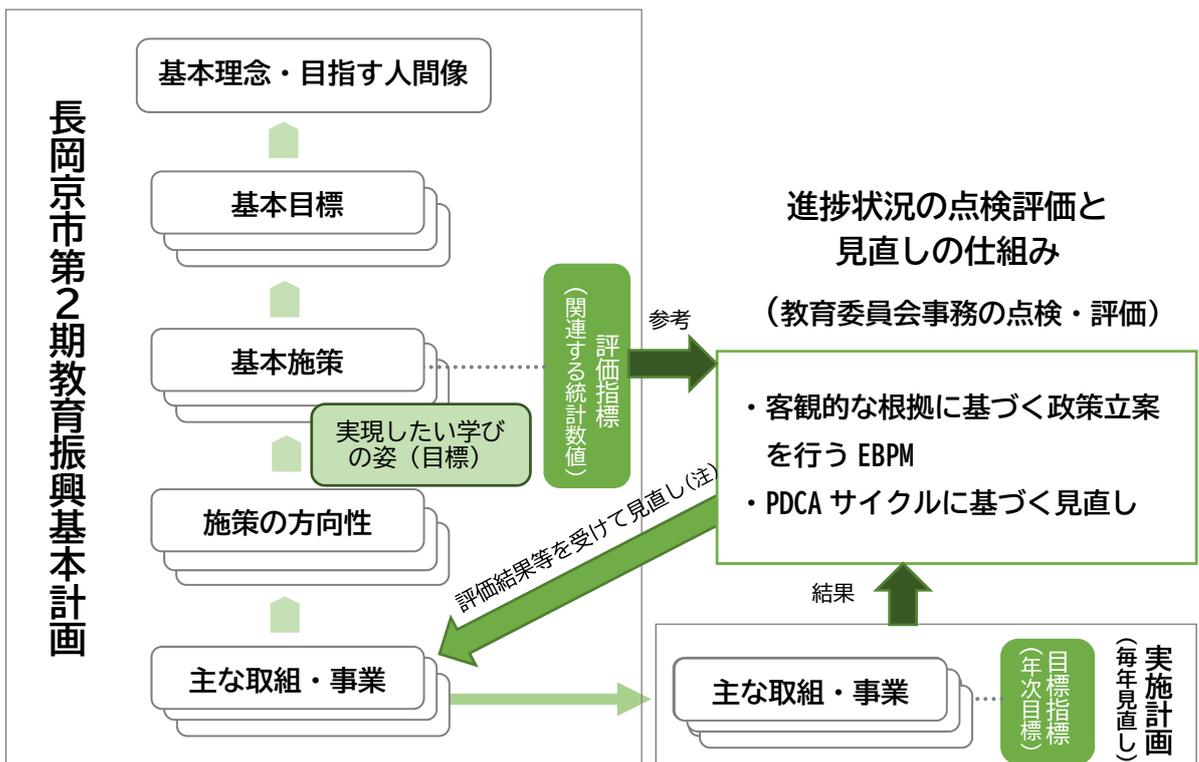
2 計画の推進と点検評価

本計画は、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

このため、施策に連なる「主な取組・事業」については、実施計画において年次的な目標「目標指標」を設け、これに基づき進めていきます。

そして、「目標指標」に対する結果と施策に関連する統計の数値「評価指標」の推移を評価し、客観的な根拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM）と、より効率的・効果的な施策のマネジメントを行うPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく見直しにより、計画の推進を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各教育委員会は所管する事務の管理及び執行の状況について点検・評価^{*}を行い、その結果を議会に報告し、広く一般に公表することとされています。この「教育委員会事務の点検・評価」を通じて、本計画の進捗状況について毎年度点検を行い、市民に対する説明責任を果たしていきます。



(注) 感染症、自然災害など不測の事態が生じた際においても学びを継続するため、これを踏まえた観点での事業展開や実施手法を検討し、実施計画を見直すことで、計画の推進を図ります。

資料編



1 用語解説

※アルファベット順

AI【6P】

人工知能 (Artificial Intelligence の略) のこと。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

AET (英語指導助手)、外国語活動指導員【12, 31P】

英語を母国語とする英語指導助手 (AET (Assistant English Teacherの略)) のことをいう。本市では、日本人の外国語活動指導員とともに、外国語活動や外国語 (英語) 科の授業時間及び全教育活動を行うことで、英語教育を推進している。

ESD【13P】

持続可能な開発のための教育 (ESD (Education for Sustainable Development の略)) のこと。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

GIGAスクール構想【9, 39P】

Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、ICT環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの1人1台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。

ICT【10, 13, 22, 23, 34, 39, 40, 41, 42, 43P】

情報通信技術 (Information and Communication Technologyの略)。情報処理及び情報通信、パソコンやネットワーク関連の諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

SDGs (持続可能な開発目標)【7, 22, 23, 39, 40P】

平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発のための国際目標 (SDGs (Sustainable Development Goals の略)) のこと。

SNS【7P】

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

Society5.0 (超スマート社会)【6, 9, 23, 39P】

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会のことで、IoT*やビッグデータ*、人工知能 (AI) 等をはじめとする技術革新により、人間中心の社会として今まで困難だった課題の解決やより個別に細やかな対応が可能となる社会のこと。

IoT: (モノのインターネット (Internet of Thingsの略)) のこと。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまなモノにインターネット通信機能をもたせることによって、インターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

ビッグデータ: ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報などがある。

【あ行】

アゼリアひろば（適応指導教室）【38P】

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のため相談・適応指導を行う教室。

生きる力【2, 10, 17, 19, 20, 22, 27, 29P】

予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

いじめ【7, 11, 12, 13, 33, 37, 38, 57P】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策基本法 平成25年度制定）

いじめ等対策指導員【38P】

いじめや虐待、不登校等の状況について実態把握を行い、学校を巡回するとともに、関係機関と連絡調整し、指導に当たる。

インクルーシブ教育【38P】

障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、地域社会の一員として、豊かに生きることができるように、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。インクルーシブ教育システムは、その仕組みのこと。

【か行】

学習指導要領【2, 8, 12, 13, 29, 41, 44P】

学校教育法施行規則で規定されている学校教育における教育の内容及び方法について、国が定める教育課程の大綱的基準。

学力向上サポーター【12P】

各中学校に配置し、授業支援や放課後等の補習学習の支援、別室登校生徒への学習支援等を行い、生徒の基礎学力の底上げや学習意欲の向上を図る。

学校図書館司書（小・中学校）【30, 31, 49P】

学校図書館の環境整備、図書資料の分類・整理、図書選定、読書案内などを行い、子どもの読書活動の活性化を図る職員。

カリキュラムマネジメント【8P】

子どもや地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

キャリア教育【10, 12, 27, 39, 40P】

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育む教育。

教育課程（カリキュラム）【8, 29, 45P】

教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従い、学校教育の目的や目標を達成するために、地域や学校の実態及び子どもの心身の発達の段階に応じて指導内容と指導時間数を総合的にまとめた学校の教育計画。

教育相談【15, 38P】

いじめや不登校、発達の課題や問題行動等、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、個別に行う相談のこと。学校内での相談は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*が担う。また、本市では、学校外において教育支援センターに専門職員（臨床心理士や特別支援教育士等）を配置し、相談体制を整備している。

スクール ソーシャルワーカー：社会福祉士、精神保健福祉士等の資格をもち、小・中学校の不登校やいじめ対策として、福祉の専門的な立場から、学校訪問や家庭訪問を行うなど学校と保護者の関係を調整したり、関係機関と連携を図ったりして子どもの環境改善を支援する。

校務支援システム【13, 43P】

学校運営に必要な業務（名簿作成、出欠管理、成績管理、時数管理など）を効率的に処理できる機能を有しているシステム。

個別の教育支援計画【38P】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする計画。

コミュニティ・スクール【45, 56P】

学校運営協議会制度により、学校と保護者や地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりをすすめる法律に基づく仕組み。

【さ行】

就学前教育【31P】

保育所（園）・幼稚園・認定こども園などにおいて提供される就学以前の教育・保育。

就学相談【38P】

特別な支援が必要な子どもたちの就学に関する相談を行うこと。教育や医療、心理等の専門家が、保護者との面接や子どもたちの行動観察を行った上で、障がいの種類や発達の状況に応じ、能力や可能性を最大限に伸ばすことに最も適した学びの場について検討し、一人一人に合った就学先・教育の場の情報を保護者に伝える。

主体的・対話的で深い学び【8, 29, 30P】

新学習指導要領に位置付けられている、児童生徒に必要な資質・能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点。

生涯学習社会【2, 11, 47P】

豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会。

情報リテラシー【7P】

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための知識や能力。

食育【11, 27, 34, 35P】

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようになるための教育。

人生100年時代【6, 21, 46, 47P】

健康志向の高まりや医療体制の充実等により、平均寿命が延び、100歳まで生きることができる時代。

新体力テスト【11, 12, 13, 34P】

国民の体力・運動能力を調査するために、文部科学省が平成11年度から実施している「体力・運動能力調査」のこと。握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン（持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフト（ハンド）ボール投げの8種目を行う。

類似した全国的なスポーツテストとして他に、全国体力・運動能力・運動習慣等調査がある。これは、地域の子どもの体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、スポーツ庁が平成20年度から小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査である。

スクールカウンセラー【12, 37, 38P】

臨床心理士等の資格をもち、小・中学校に配置され、児童生徒のカウンセリング及びそれらに関する教職員や保護者への助言や援助等の職務を行う。

スクールロイヤー【43P】

子どもの最善の利益、安全・安心の学校環境づくりを目的として、学校で発生するさまざまな問題に関し、中立的な立場から、学校に対し法律上適切な対応についての指導助言などを行う弁護士のこと。

全国学力・学習状況調査【29P】

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における子どもの学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として文部科学省が平成19年度から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している全国調査。

総合型地域スポーツクラブ【11, 14, 53P】

スポーツを核とした豊かな地域コミュニティを創造し、生涯にわたって誰もが身近な地域でスポーツに親しめる環境を整えるために設立された新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、それぞれの志向やレベルにあわせて、多様な種目の活動ができるという特徴を持っている。地域住民により自主的・主体的に運営されている。

【た行】**確かな学力【20, 29P】**

知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたもの。

地域学校協働活動【9, 56P】

幅広く地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、地域と学校が連携・協働して行うさまざまな活動。

地域コーディネーター【56P】

地域学校協働活動を進めるために、地域住民などと学校関係者との連絡・調整を担う人材。

通級指導教室【37, 38P】

小中学校の通常の学級に在籍している特別支援を要する児童生徒に対して、各教科などの指導を通常の学級で行いながら、個別の課題の改善・克服のために別の教室で行う指導形態。

点検・評価【61P】

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等のこと。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は、教育行政事務の管理執行状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないと定められている。

特別支援教育【10, 13, 27, 37, 38P】

平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、すべての学校において障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育。教育上特別な支援を必要とする子どものために、小中学校に置かれる学級は、特別支援学級という。

特別支援コーディネーター【12, 38P】

学校における特別支援教育の推進のため、校内の教員から選出し、主に校内委員会、校内研究の企画・運営、関係機関等との連絡・調整、保護者からの相談の窓口など、学校におけるコーディネーター的な役割を担う者。

【な行】

ながおかきょう”リンク・ブック”（長岡京市支援ファイル）【12, 38P】

乳幼児期から成人期までの健やかな成長を、切れ目なく、総合的に必要な支援ができることを目的に、出生時からの出来事や診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを綴るもの。

【は行】

不登校【12, 38P】

長期欠席者（年間30日以上欠席者）のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況」にあること。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。

プログラミング教育【12, 40P】

子どもたちに、コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。

【ま行】

学びのセーフティネット【8P】

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情などにかかわらず、学びを断念することがないよう支援すること。

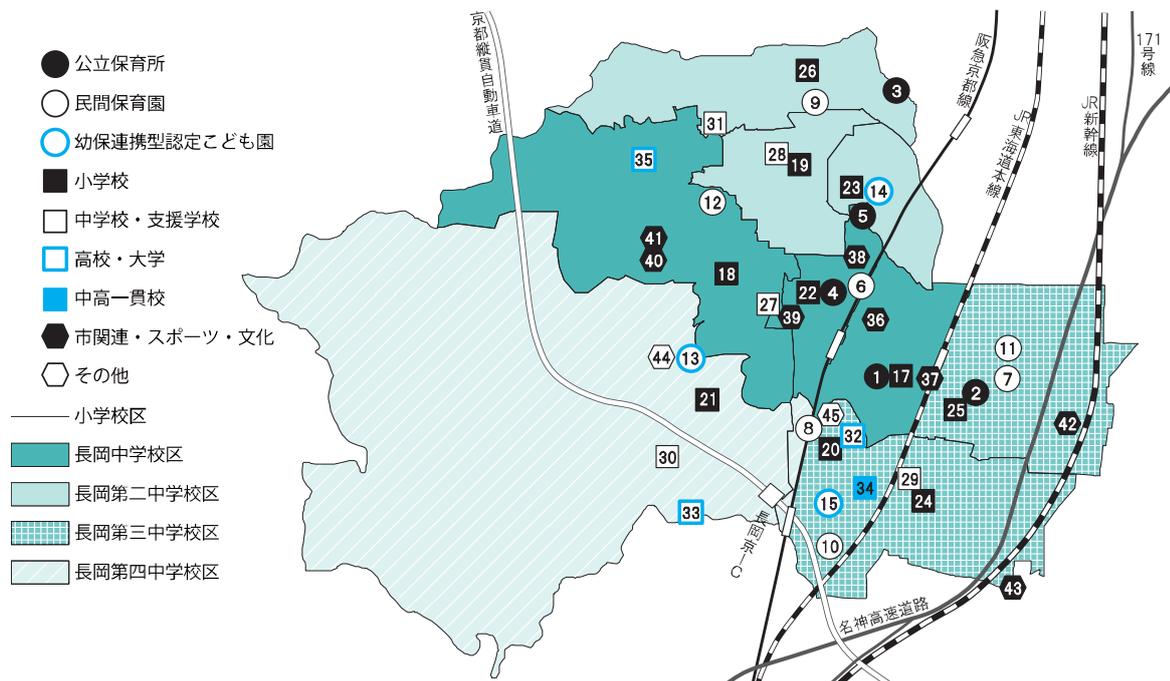
学びの連続性【31P】

幼児期の教育と小学校教育、家庭教育をつなぐ仕組み。

メンタルサポーター【12, 38P】

不適応傾向児童に寄り添いながら心理的アプローチによる心理的負担軽減を図るとともに、学級担任への心理の専門的視点に立った相談支援等を行う心理の専門家。

2 長岡京市における教育文化施設の立地状況



NO	名称
1	開田保育所(神足小学校と複合施設)
2	神足保育所
3	滝ノ町保育所
4	新田保育所(長岡第六小学校と複合施設)
5	深田保育所
6	ゆりかご保育園
7	きりしま保育園
8	きらら保育園
9	西山井ノ内保育園
10	ひまわり保育園
11	さくらんぼ保育園
12	長岡京コベル保育園
13	海印寺こども園
14	今里こども園
15	友岡こども園
16	一里塚幼稚園

NO	名称
17	神足小学校(開田保育所と複合施設)
18	長法寺小学校
19	長岡第三小学校
20	長岡第四小学校
21	長岡第五小学校
22	長岡第六小学校(新田保育所と複合施設)
23	長岡第七小学校
24	長岡第八小学校
25	長岡第九小学校
26	長岡第十小学校
27	長岡中学校
28	長岡第二中学校
29	長岡第三中学校
30	長岡第四中学校
31	府立向日が丘支援学校
32	府立乙訓高等学校

NO	名称
33	府立西乙訓高等学校
34	立命館中学校・高等学校
35	京都西山短期大学
36	長岡京市役所(長岡京市教育委員会)
37	教育支援センター
	男女共同参画センター
	中央生涯学習センター 生涯学習団体交流室
38	北開田児童館
39	中央公民館
	図書館 長岡京記念文化会館
40	多世代交流ふれあいセンター
41	西山公園体育館
42	スポーツセンター
43	洛西浄化センター公園
44	埋蔵文化財調査センター
45	京都職業能力開発促進センター

○各小学校に放課後児童クラブ施設あり
○小規模保育施設を除く

3 統計データからみる長岡京市の現状

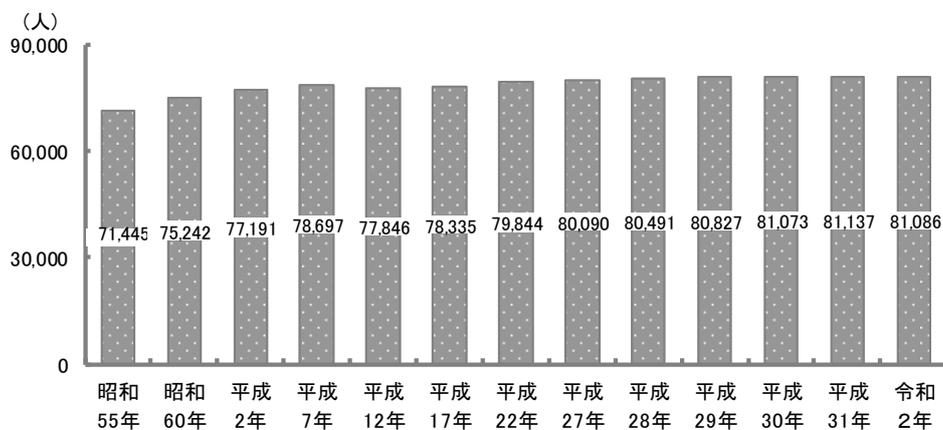
令和元年度の統計データについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用者数や稼働率など、例年と異なる傾向がみられるものがあります。

(1) 人口・世帯等の状況

① 総人口の推移

平成12年から平成31年まで増加していましたが、令和2年では81,086人とわずかに減少しています。

図表1 総人口の推移

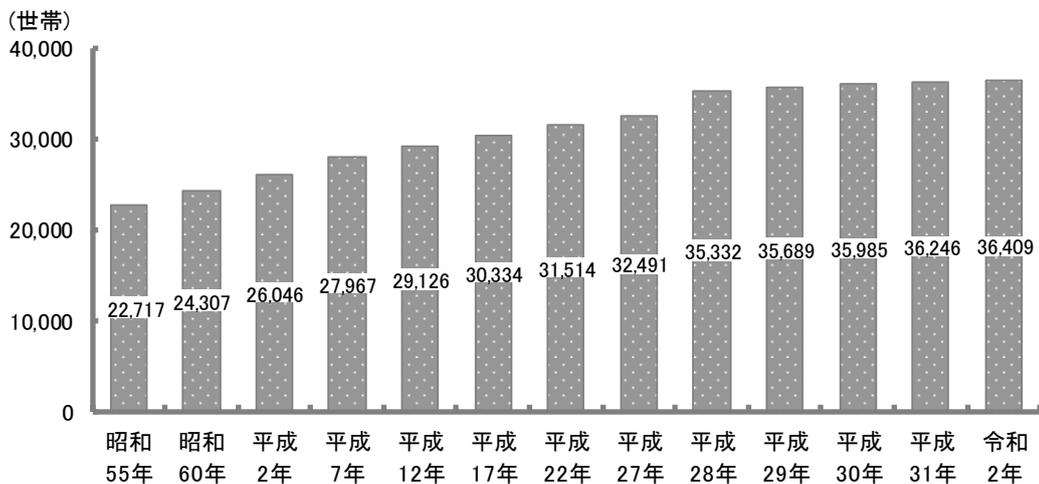


資料：昭和55年～平成27年は国勢調査（各年10月1日）、
平成28年以降は長岡京市住民台帳（外国人登録含む）（各年4月1日）

② 総世帯数の推移

昭和55年以降年々増加し、令和2年では36,409世帯と伸びが顕著となっています。

図表2 総世帯数の推移



資料：昭和55年～平成27年は国勢調査（各年10月1日）、
平成28年以降は住民基本台帳（外国人登録含む）（各年4月1日）

③ 一般世帯の種類別世帯数の推移

一般世帯数の増加とともに、単独世帯、核家族世帯のうち「夫婦のみ」と「ひとり親と子ども」が年々増加しています。

図表3 一般世帯の種類別世帯数

単位：世帯

		昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
一般世帯		24,292	25,943	27,946	29,093	29,420	31,486	32,449
核家族 世帯	夫婦のみ	3,054	3,788	4,814	5,906	6,585	7,147	7,454
	夫婦と子ども	11,839	11,841	11,758	11,325	10,937	11,021	11,221
	ひとり親と子ども	1,241	1,631	1,901	2,065	2,278	2,578	2,850
	計	16,134	17,260	18,473	19,296	19,800	20,746	21,525
単独世帯		5,295	5,938	6,879	7,404	7,317	8,284	9,058
その他世帯		2,863	2,745	2,594	2,393	2,303	2,456	1,866

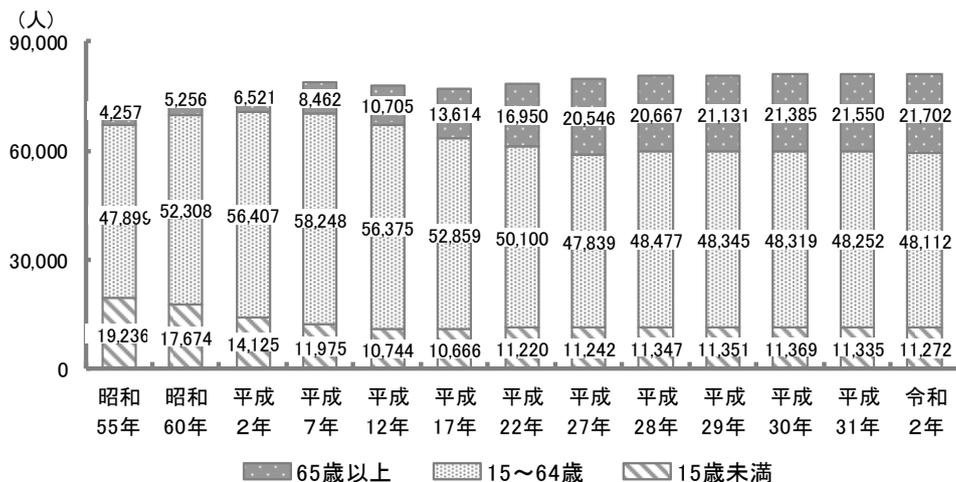
資料：国勢調査（各年10月1日）

※②の総世帯は学校の寮や社会施設、病院などにいる世帯も含むすべての世帯。
一般世帯はそれらを除く世帯を指す。

④ 年齢3区分人口構成の推移

15歳から64歳までの生産年齢人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、令和2年では15歳未満が11,272人、15～64歳が48,112人、65歳以上が21,702人となっています。

図表4 年齢3区分人口構成

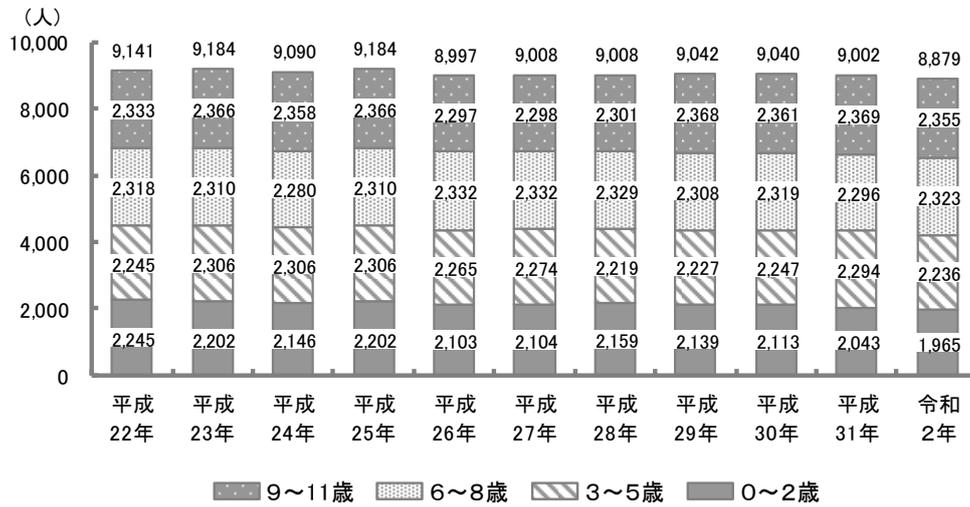


資料：昭和55年～平成27年は国勢調査（各年10月1日）、
平成28年以降は長岡京市住民台帳（各年4月1日）

⑤ 児童（12歳未満）人口の推移

平成31年までは9000人台で推移していましたが、令和2年では8,879人で平成22年と比較すると、0～2歳が減少しています。

図表5 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録含む） 各年4月1日現在



(2) 学校等の状況

① 認可保育所（園）の状況

令和2年度では公立保育所が5園、民間保育園が7園、児童数が751人となっています。

図表6 認可保育所（園）の状況

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2
公立保育所数	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
民間保育園数 (注)	4	5	5	5	6	5	5	6	6	7
児童数（2号）	727	780	820	852	884	772	818	792	726	751
3歳児	253	268	264	282	306	266	278	276	240	251
4歳児	237	267	287	281	291	266	276	270	252	246
5歳児	237	245	269	289	287	240	264	246	234	254

資料：長岡京市調べ 各年4月1日現在
(注) 小規模保育施設を除く。

② 幼保連携型認定こども園の状況

令和2年度では幼保連携型認定こども園が3園、児童数が334人となっています。また、民間保育園が認定こども園に移行したこともあり、保育（2号）認定の児童の合計が、平成29年度と比較すると令和2年度では約3倍に増加しています。

図表7 幼保連携型認定こども園の状況

年度	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	
幼保連携型認定こども園数	1	1	2	3	3	
児童数（1号、2号）	136	128	222	335	334	
教育標準時間 (1号) 認定	3歳児	7	4	8	6	9
	4歳児	4	5	6	10	4
	5歳児	1	4	3	6	11
	合計	12	13	17	22	24
保育（2号） 認定	3歳児	37	30	65	105	100
	4歳児	43	40	66	100	108
	5歳児	44	45	74	108	102
	合計	124	115	205	313	310

資料：長岡京市調べ 各年4月1日現在

③ 私立幼稚園の状況

令和2年度では私立幼稚園5園で、児童数が1,207人となっています。幼稚園数に変動はありませんが、児童数は減少傾向にあります。

図表8 私立幼稚園の状況

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2
私立幼稚園数(園)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
児童数	1,624	1,502	1,450	1,383	1,379	1,286	1,280	1,232	1,274	1,207
3歳児	498	434	478	434	434	382	429	399	430	397
4歳児	557	530	450	494	447	450	389	440	395	415
5歳児	569	538	522	455	498	454	462	393	449	395

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

④ 小学校・中学校の児童・生徒・教職員数の推移

令和2年度では小学校の児童数が4,587人、中学校の生徒数が2,134人となっています。

図表9 小学校・中学校の児童・生徒・教職員数の推移

年度		平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2
小学校	学校数	10	10	10	10	10
	学級数	182	182	186	187	190
	児童数(人)	4,518	4,574	4,589	4,579	4,587
	教職員数(人)	262	261	265	273	265
中学校	学校数	4	4	4	4	4
	学級数	69	72	71	71	75
	生徒数(人)	2,070	2,065	2,064	2,076	2,134
	教職員数(人)	138	140	144	143	148

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

⑤ 年度別学校別 児童・生徒数の推移

小学校・中学校ともにほぼ横ばいで推移しており、令和2年では小学校が4,587人、中学校が2,134人となっています。

図表 10 年度別学校別 児童・生徒数の推移

	年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2
小学校	神 足	477	468	469	484	480	483	462	460	465	450
	長 法 寺	368	365	351	358	354	353	374	372	379	370
	長岡第三	411	393	382	377	383	386	383	397	401	404
	長岡第四	431	405	402	375	353	360	362	344	343	351
	長岡第五	914	954	964	1,003	994	974	972	958	952	920
	長岡第六	282	263	261	270	253	258	268	281	277	298
	長岡第七	353	362	387	411	435	462	492	503	492	480
	長岡第八	658	643	633	599	594	547	548	561	539	539
	長岡第九	356	361	357	365	381	379	396	406	425	442
	長岡第十	329	324	319	290	303	316	317	307	306	333
計		4,579	4,538	4,525	4,532	4,530	4,518	4,574	4,589	4,579	4,587
中学校	長 岡	492	518	518	517	524	528	546	539	531	545
	長岡第二	468	485	493	510	488	464	427	440	457	499
	長岡第三	675	690	690	685	683	682	669	654	637	627
	長岡第四	384	372	392	377	407	396	423	431	451	463
計		2,019	2,065	2,093	2,089	2,102	2,070	2,065	2,064	2,076	2,134
総人口		79,967	79,960	80,165	80,178	80,597	80,555	80,999	81,177	81,218	81,051

資料：長岡京市の教育（各年5月1日現在）

⑥ 小・中学校学年別 児童・生徒数及び学級数

令和2年度では小学校が190学級、中学校が75学級となっています。

図表11 小・中学校学年別 児童・生徒数及び学級数

学校		学年	学年						特別 支援 学級	計
			1	2	3	4	5	6		
小 学 校	神 足	児童数	64	67	86	63	74	81	15	450
		学級数	2	2	3	2	2	3	3	17
	長 法 寺	児童数	61	47	56	67	64	62	13	370
		学級数	2	2	2	2	2	2	2	14
	長岡第三	児童数	68	61	78	45	65	66	21	404
		学級数	2	2	※3	2	2	2	5	18
	長岡第四	児童数	67	52	50	57	60	46	19	351
		学級数	2	2	2	2	2	2	4	16
	長岡第五	児童数	131	167	148	144	151	160	19	920
		学級数	4	5	※5	※5	※5	※5	5	34
	長岡第六	児童数	58	42	50	52	47	37	12	298
		学級数	2	2	2	2	2	※2	3	15
	長岡第七	児童数	68	70	70	76	92	86	18	480
		学級数	2	2	※3	※3	3	3	4	20
	長岡第八	児童数	94	77	99	93	76	84	16	539
		学級数	3	※3	3	3	※3	3	3	21
	長岡第九	児童数	83	74	74	67	52	73	19	442
		学級数	3	※3	※3	2	2	※3	4	20
	長岡第十	児童数	64	44	43	57	48	62	15	333
		学級数	2	2	2	2	2	2	3	15
計		児童数	758	701	754	721	729	757	167	4,587
		学級数	24	25	28	25	25	27	36	190

※少人数学級

資料：教育委員会（令和2年5月1日現在）

学校		学年	学年			特別 支援 学級	計	
			1	2	3			
中 学 校	長 岡	生徒数	180	164	193	8	545	
		学級数	5	5	5	2	17	
	長岡第二	生徒数	167	164	147	21	499	
		学級数	5	5	4	5	19	
	長岡第三	生徒数	200	208	199	20	627	
		学級数	※6	6	※6	4	22	
	長岡第四	生徒数	143	163	145	12	463	
		学級数	4	5	※5	3	17	
	計		生徒数	690	699	684	61	2,134
			学級数	20	21	20	14	75

※少人数学級

資料：教育委員会（令和2年5月1日現在）

⑦ 児童・生徒数の予測

児童・生徒数の予測をみると、全体の総合計数は減少すると見込まれます。

図表 12 年度別児童・生徒数の予測 (注)

小学校

(注) 各校区の開発動向を踏まえた予測ではありません。

年度	神足	長法寺	長岡第三	長岡第四	長岡第五	長岡第六	長岡第七	長岡第八	長岡第九	長岡第十	計
令和2年度	450	370	404	351	920	298	480	539	442	333	4,587
令和3年度	457	355	421	356	892	299	455	555	448	311	4,549
令和4年度	453	353	436	351	893	289	425	556	500	306	4,562
令和5年度	465	330	430	345	890	293	392	550	519	300	4,514
令和6年度	448	326	415	354	880	289	362	518	538	294	4,424
令和7年度	469	330	394	357	842	305	335	505	536	296	4,369

中学校

総合計

年度	長岡	長岡第二	長岡第三	長岡第四	計
令和2年度	545	499	627	463	2,134
令和3年度	532	551	606	463	2,152
令和4年度	543	608	562	437	2,150
令和5年度	529	602	585	433	2,149
令和6年度	526	572	598	421	2,117
令和7年度	507	514	615	428	2,064

年度	小学校	中学校	計
令和2年度	4,587	2134	6,721
令和3年度	4,549	2152	6,701
令和4年度	4,562	2150	6,712
令和5年度	4,514	2149	6,663
令和6年度	4,424	2117	6,541
令和7年度	4,369	2064	6,433

資料：教育委員会調べ（令和2年5月1日現在）

⑧ 長期欠席・不登校の状況

小学校・中学校ともに増減を繰り返し、令和元年度では小学校が21人、中学校が60人となっています。

図表 13 長期欠席・不登校の状況

単位：人

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	12	14	15	12	14	9	14	22	19	21
中学校	31	43	54	36	46	50	67	64	70	60

資料：教育委員会

⑨ いじめの状況

令和元年度では小学校が1,461人、中学校が121人となっています。

図表 14 いじめの状況

単位：人

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	1,465	1,551	1,548	1,481	1,461	1,290	1,577	1,461
中学校	243	158	166	163	154	124	132	121

資料：教育委員会

(注) 平成24年度からいじめ件数の計測方法が変更されたため、平成24年度から掲載。

⑩ 教育支援センターによる教育相談件数「実件数」

令和元年度では小学校が46件、中学校が38件と増加傾向にあります。

図表15 教育支援センターによる教育相談・就学相談件数「実件数」

年度	主訴内容 絞種	教育相談							就学相談	
		不登校	心身の健康について	発達について	学校生活について	家庭生活について	その他	計	発達検査	面接・相談等
平成27年度	小	15	4	11	4	4	1	39	73	117
	中	13	0	5	1	1	0	20	9	23
	合計	28	4	16	5	5	1	59	82	140
平成28年度	小	17	3	11	4	4	0	39	77	123
	中	12	1	4	0	2	0	19	9	23
	合計	29	4	15	4	6	0	58	86	146
平成29年度	小	17	2	13	3	7	1	43	87	120
	中	20	1	3	1	2	0	27	27	39
	合計	37	3	16	4	9	1	70	114	159
平成30年度	小	15	4	5	4	7	0	35	84	124
	中	24	3	4	1	2	0	34	16	35
	合計	39	7	9	5	9	0	69	100	159
令和元年度	小	23	5	6	5	7	0	46	72	104
	中	23	3	5	2	5	0	38	29	40
	合計	46	8	11	7	12	0	84	101	146

資料：教育委員会

⑪ 教育支援センターによる電話相談件数

令和元年度では教育相談が471件と増加傾向にあり、就学相談は概ね350件程度となっています。

図表16 教育支援センターによる電話相談

年度	主訴内容	教育相談							就学相談
		不登校	心身の健康について	発達について	学校生活について	家庭生活について	その他	計	
平成27年度		145	4	112	9	20	20	310	393
平成28年度		190	10	114	5	26	4	349	492
平成29年度		186	6	73	20	30	20	335	468
平成30年度		226	68	54	21	39	18	426	358
令和元年度		298	27	39	47	54	6	471	345

資料：教育委員会

⑫ すくすく教室実施状況

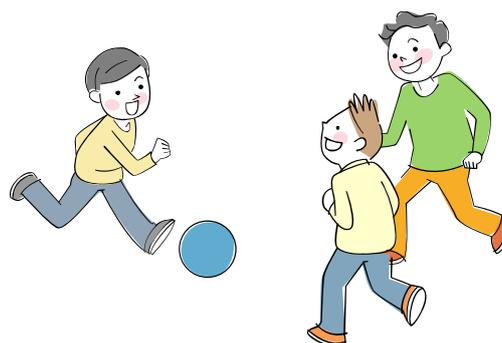
令和元年度では、開催日数 524 日、開催プログラム数 1,476、参加延べ人数 31,398 人となっています。

図表 17 すくすく教室実施状況

いずれも延べ人数

年度	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	開催日数	開催プログラム数	参加児童数	開催日数	開催プログラム数	参加児童数									
神足	97	383	10,269	105	380	10,038	122	433	9,723	116	462	10,463	115	471	9,546
長法寺	82	141	2,684	88	137	2,346	89	144	2,501	85	143	2,476	86	143	2,172
長三	56	127	3,566	55	128	3,356	43	76	2,434	44	66	2,431	42	64	2,483
長四	49	121	2,442	47	111	2,508	48	112	2,669	52	121	2,834	48	112	2,500
長五	37	151	3,891	37	151	3,008	37	150	4,326	36	145	3,049	35	135	3,000
長六	35	113	1,627	34	107	1,661	5	12	271	31	89	1,791	24	88	1,882
長七	44	123	2,631	42	121	2,860	46	123	2,805	48	120	2,967	48	111	2,249
長八	22	56	1,246	24	59	1,029	19	43	777	16	44	847	19	48	1,005
長九	79	115	5,135	73	99	4,361	73	102	4,351	78	97	3,870	70	84	3,348
長十	35	204	3,152	33	192	3,278	36	209	3,658	36	204	3,267	37	220	3,213
合計	536	1,534	36,643	538	1,485	34,445	518	1,404	33,515	542	1,491	33,995	524	1,476	31,398

資料：教育委員会



(3) 社会教育の状況

① 図書館の各種指標（令和元年度）

図書館の各種指標については、令和元年度では登録者数が25,862人（うち市外582人）、貸出冊数が409,006冊となっています。

図表 18 図書館の各種指標（令和元年度）

登録者数（人）	25,862	（うち市外582人）
職員数（人）	13	（うち嘱託職員5人）
貸出冊数（冊）	409,006	（団体・相互貸借・学校貸出を除く）
蔵書冊数（冊）	257,912	（雑誌を除く）
年間購入冊数（冊）	5,024	（雑誌を除く）
図書購入費（千円）	8,656	（雑誌を除く）
図書館費（千円）	160,780	
予約件数（冊）	51,229	

（参考：平成30年度）

	蔵書数	登録人数	貸出冊数	登録者一人あたりの貸出冊数
長岡京市	265,333	25,935	425,030	16.4
京都府内市町村合計	4,166,810	546,260	6,685,437	12.2

※京都府立ならびに京都市の図書館を除く
資料：平成30年度京都府統計書（令和2年3月発行）

② 図書館の貸出状況

個人貸出冊数（点字図書を除く。）及び貸出者数の合計人数は、平成27年度と比較すると減少傾向にあります。

図表 19 図書館の貸出状況

<個人貸出冊数>

単位：冊、日

年度	一般書	児童書	雑誌	点字図書	合計	1日平均	開館日数
平成27年度	220,908	181,057	25,361	1	427,327	1,510	283
平成28年度	215,698	182,803	24,423	4	422,928	1,489	284
平成29年度	218,451	187,214	23,773	12	429,450	1,512	284
平成30年度	217,992	183,920	23,077	41	425,030	1,518	280
令和元年度	207,460	180,178	21,292	76	409,006	1,561	262

資料：教育委員会

<貸出者数>

単位：人、日

年度	成人		児童（16歳未満）		合計	1日平均	開館日数
	男	女	男	女			
平成27年度	49,972	75,985	16,609	20,167	162,733	575	283
平成28年度	51,142	76,561	17,828	21,055	166,586	587	284
平成29年度	52,398	78,021	17,856	21,750	170,025	599	284
平成30年度	51,765	78,325	18,628	21,112	169,830	607	280
令和元年度	50,403	75,294	17,581	20,372	163,650	625	262

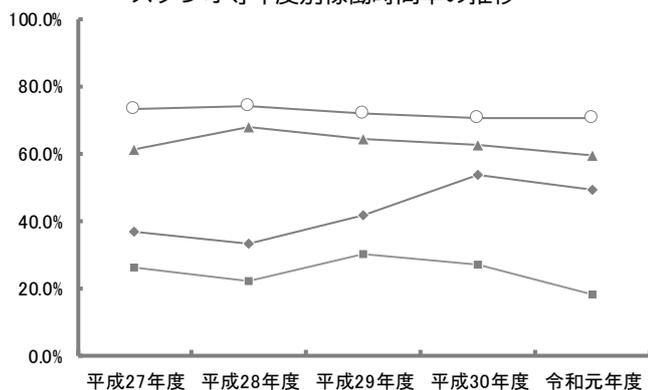
資料：教育委員会

③ 中央生涯学習センターの利用状況

生涯学習の拠点として、各種サークル活動、発表会、講演会、研修などに中央生涯学習センター（長岡京市立総合交流センター内）が活用されています。施設の種類によって異なりますが、平成27年度以降、メインホールとギャラリーを除き、それぞれの稼働時間率（※）はおおむね横ばいで推移しています。

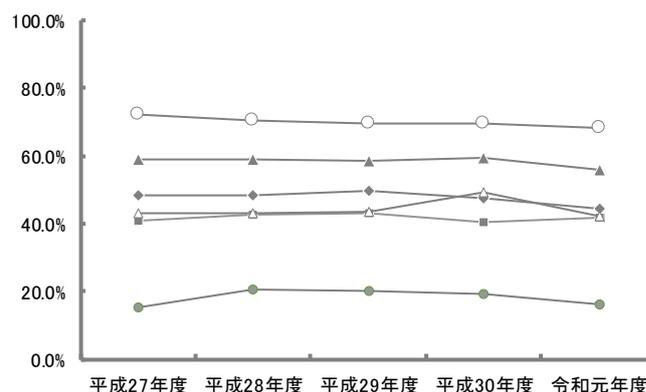
（※稼働時間率とは、提供時間に占める稼働時間の割合）

図表20 中央生涯学習センターのホール・スタジオ等年度別稼働時間率の推移



○ 交流室1 ▲ リハーサルスタジオ
◆ メインホール ■ ギャラリー全

図表21 中央生涯学習センターの会議室等年度別稼働時間率の推移



○ ミーティング1 ▲ 会議室1 ◆ 学習室1
■ 和室 △ 創作室1 ● 食工房

資料：教育委員会

図表22 中央生涯学習センターの年度別全施設平均稼働時間率の推移

年度	全施設平均	開館日数 (日)
	稼働時間率 (%)	
平成27年度	48.9	358
平成28年度	51.9	357
平成29年度	50.5	357
平成30年度	51.7	357
令和元年度	48.7	358

資料：教育委員会

④ 中央公民館の利用状況

令和元年度の合計では件数が 3,695 件、人数が 80,032 人となっており、平成 27 年度と比較すると 1 日平均件数が 0.9 件、1 日平均人数 2.1 人減少しています。

図表 23 中央公民館の利用状況

(上段：件数 下段：人数)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
開館日数	301	301	301	297	298	
レクリエーション室	698	626	688	691	665	
	17,344	12,963	14,003	13,957	13,071	
料理室	211	182	159	145	143	
	3,902	3,279	3,036	3,800	3,813	
実習室	617	464	500	512	495	
	8,592	6,130	6,759	7,357	7,013	
講座室	345	325	374	412	374	
	12,066	10,144	11,793	13,478	14,328	
学習室 1	541	490	518	509	508	
	8,295	6,981	7,644	7,932	7,923	
学習室 2	425	382	368	376	372	
	8,218	5,974	7,068	8,038	7,693	
和室	416	422	419	405	393	
	5,362	5,840	5,633	4,928	5,400	
視聴覚室	548	489	515	520	513	
	13,454	12,759	12,288	12,890	14,670	
児童室	158	119	244	234	217	
	4,060	3,644	5,372	5,352	5,596	
焼成炉室	54	25	26	18	15	
	196	111	116	133	525	
合計	件数	4,013	3,524	3,811	3,822	3,695
	人数	81,489	67,825	73,712	77,865	80,032
	一日平均件数	13.3	11.7	12.7	12.9	12.4
	一日平均人数	270.7	225.3	244.9	262.2	268.6

*平成 28 年度 1 月～3 月空調工事有

資料：教育委員会

⑤ 西山公園体育館の利用状況

利用者件数のカウント方法の変更後で比較可能な平成 28 年度の延べ利用者数 117,541 人から令和元年度の延べ利用者数 181,171 人までの比較から、工事等の特殊要因を除けば毎年増加傾向が続いています。

図表 24 西山公園体育館の利用状況

(上段：使用可能コマ数 中段：使用コマ数 下段：稼働率 (%) (使用者数 (延べ))

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開館日数	306	258	308	299	307
大体育室	2,447	2,064	2,447	2,174	2,452
	2,316	1,842	2,178	1,862	1,933
	94.6% (25,781)	89.2% (37,094)	89.0% (51,534)	85.6% (88,892)	78.8% (87,681)
小体育室	2,447	2,055	2,077	2,176	2,452
	2,358	1,974	1,981	2,072	2,239
	96.4% (18,983)	96.1% (31,847)	95.4% (34,168)	95.2% (54,857)	91.3% (50,439)
武道場	2,448	2,056	2,080	2,276	2,448
	1,983	1,495	1,598	1,788	1,817
	81.0% (18,707)	72.7% (28,613)	76.8% (35,163)	78.6% (25,806)	74.2% (23,058)
研修室	1,224	1,032	1,230	1,196	1,222
	443	366	429	377	338
	36.2% (9,556)	35.5% (7,042)	34.9% (11,108)	31.5% (10,039)	27.7% (7,831)
談話室	-	-	-	-	592
	-	-	-	-	79
	-	-	-	-	13.3% (554)
トレーニング室利用者数 (延べ)	15,300	12,945	14,872	13,513	11,608
合計人数	88,327	117,541	146,845	193,107	181,171

*平成 28 年度から使用件数のカウント方法を変更

資料：教育委員会

*談話室は令和元年 10 月から使用開始

*平成 28 年度は、屋根・空調設備等の大規模工事を実施

⑥ スポーツセンターの利用状況

利用者件数のカウント方法の変更後で比較可能な平成 28 年度の延べ利用者数 90,389 人から令和元年度の延べ利用者数 87,061 人までの比較から、年度間で一定の範囲内での増減を繰り返し、概ね横ばいの状況が続いています。

図表 25 スポーツセンターの利用状況

(上段：使用可能コマ数 中段：使用コマ数 下段：稼働率 (%) (使用者数 (延べ))

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開館日数	349	349	348	343	348
体育館	2,786	2,784	2,760	2,478	2,764
	2,384	2,475	2,473	2,109	2,352
	85.6% (22,466)	88.9% (41,261)	89.6% (46,774)	85.1% (40,978)	85.1% (42,191)
グラウンド	1,313	1,341	1,359	1,222	1,318
	763	787	855	753	786
	58.1% (24,886)	58.7% (25,898)	62.9% (27,590)	61.6% (21,117)	59.6% (20,898)
テニスコート	2,686	2,688	2,758	2,379	2,659
	2,046	1,985	2,057	1,694	1,915
	76.2% (11,670)	73.8% (23,230)	74.6% (35,268)	71.2% (26,205)	72.0% (23,972)
合計人数	59,022	90,389	109,632	88,300	87,061

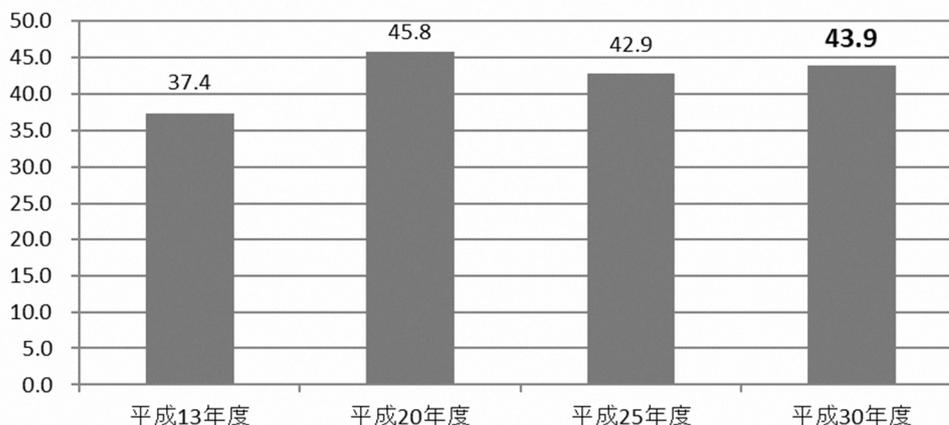
*平成 28 年度から使用件数のカウント方法を変更

資料：教育委員会

⑦ スポーツ実施率

市民スポーツ実施率については、平成 25 年度と比較して微増傾向にあります。

図表 26 スポーツ実施率



資料：長岡京市スポーツに関する市民意識調査

⑧ 長岡京記念文化会館の利用状況

平成 28 年度から 29 年度にかけて空調工事により利用者数が若干減ったものの、概ね横ばいの状況となっています。

図表 27 長岡京記念文化会館（大ホール）の利用状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開館日数	290	222	255	277	287
使用率 (使用者数(延べ))	61.7% (103,791)	63.5% (77,736)	62.0% (87,805)	65.7% (89,894)	54.4% (83,298)

資料：教育委員会

⑨ 歴史文化施設の利用状況

平成 27 年度から 30 年度にかけて、弟国宮遷都 1500 年記念事業や大河ドラマ関連事業を展開することで来館者数が増加しました。

図表 28 歴史文化施設の来館者数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
埋蔵文化財調査センター	882	1,149	1,643	2,363	1,194
神足ふれあい町家	16,416	18,251	18,939	19,383	16,454
中山修一記念館	2,724	2,278	2,350	2,625	1,995

資料：教育委員会

4 アンケート結果からみる長岡京市の教育

アンケート調査実施の概要については、本編第1章「計画策定の概要」(4P)に掲載しています。

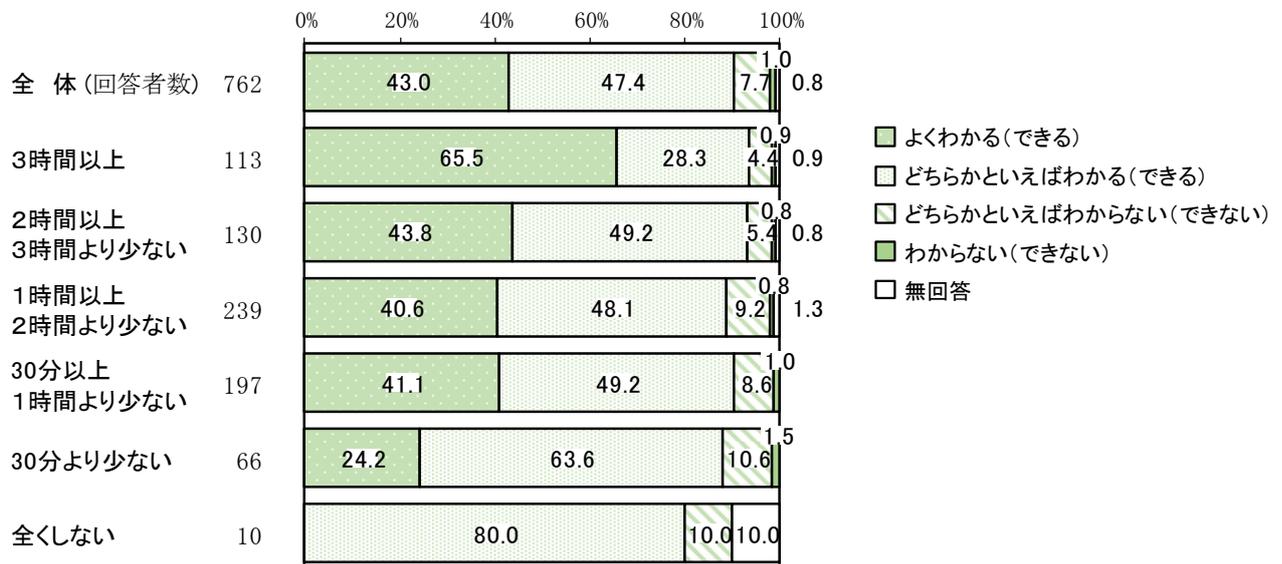
(1) 小学生・中学生アンケート

①授業以外の学習時間と学習の理解度の関係について

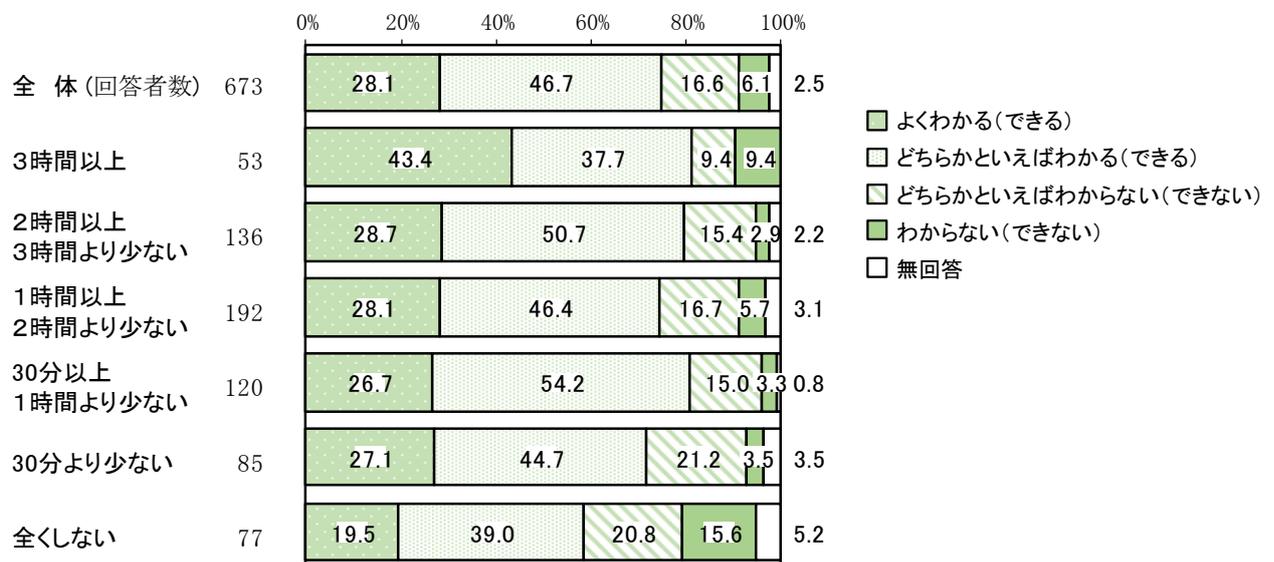
授業以外の勉強時間(学習時間)が長い児童生徒ほど理解度は高く、30分未満では特に理解度が下がる傾向がみられています。

勉強時間別に国語の授業の理解度をみると、小学生では30分より少ない人で「どちらかといえばわからない(できない)」の割合が、中学生では30分より少ない人で「どちらかといえばわからない(できない)」と「わからない(できない)」をあわせた割合が高くなっています。(国語以外の教科と活動についても、概ね同様の傾向が見られます。)

国語の授業の理解度(勉強時間別)【小学生】(単数回答)



国語の授業の理解度(勉強時間別)【中学生】(単数回答)



(注) クロス集計については、グラフの形式上、回答者数の計が全体と合わないことがあります。

②行動規範や道徳意識について

自身の行動規範や道徳意識について、「②友達との約束を守る」「③人の気持ちがわかる人間になりたい」「⑥人の役に立つ人間になりたい」では小学生、中学生とも「あてはまる」の割合が高くなっています。これらに比べて、「⑤難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」「④人が困っているときに進んで助ける」の「あてはまる」の割合は低くなっています。「①学校や社会のきまりや規則を守っている」については、中学生では比較的高い割合を示しているものの小学生では低くなっています。

自身の行動規範や道徳意識について（小学生）（単数回答）



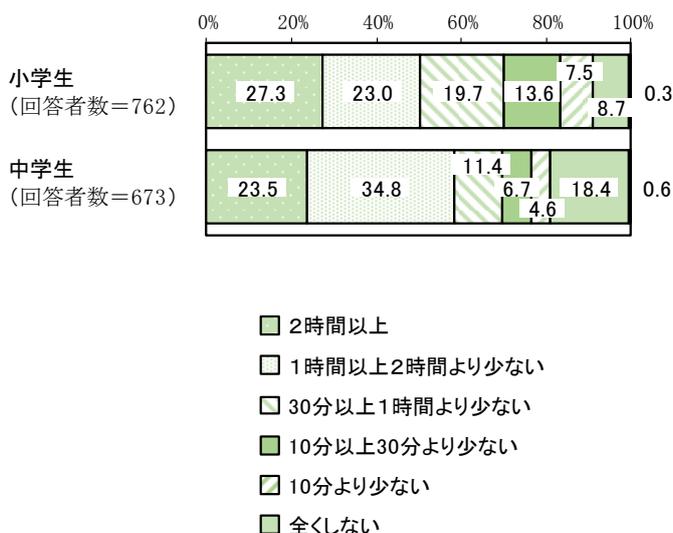
自身の行動規範や道徳意識について（中学生）（単数回答）



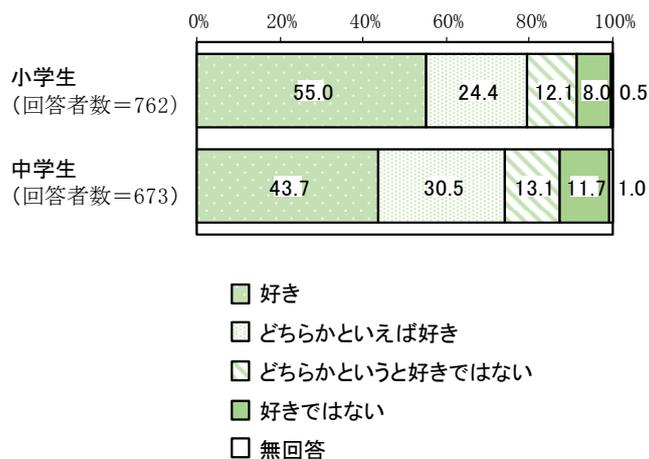
③ 運動の頻度及び運動に対する意識について

平日における外遊びや運動時間（体育の時間は除く）について、小学生は「2時間以上」、中学生は「1時間～2時間」が、それぞれ最も高くなっています。中学生では、「全くしない」が18.4%となっており、運動することが好きかについて、中学生の方が「運動が好き」の割合は低くなっています。また、運動することが好きではない理由について、「疲れる、苦しくなる」「身体を動かすのが面倒」の割合が最も高くなっています。

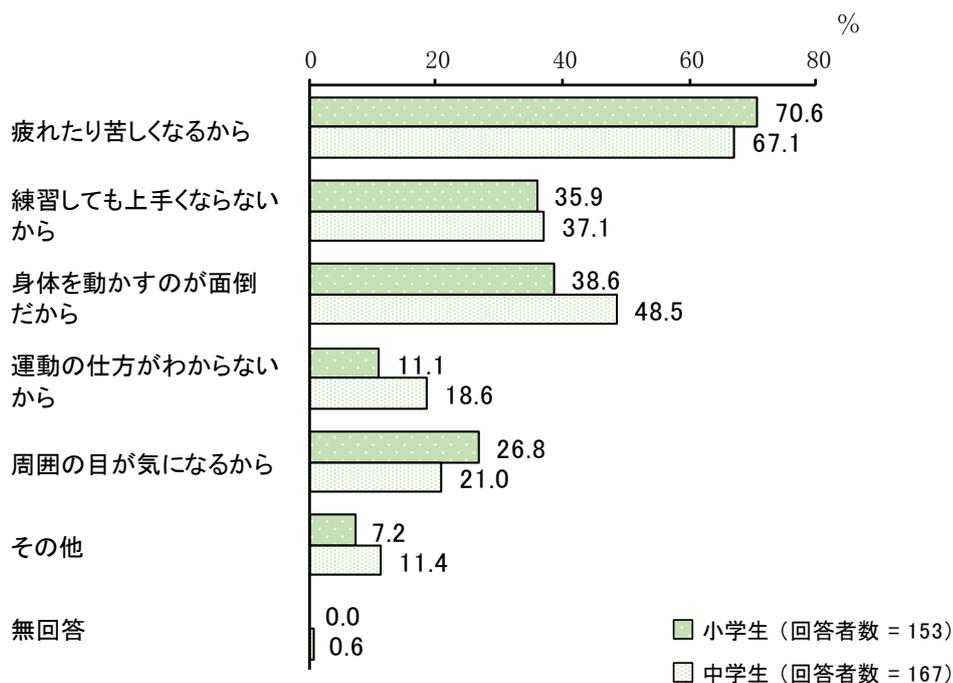
平日における外遊びや運動時間
(体育の時間は除く) (単数回答)



運動することが好きか (単数回答)



運動することが好きではない理由 (複数回答)



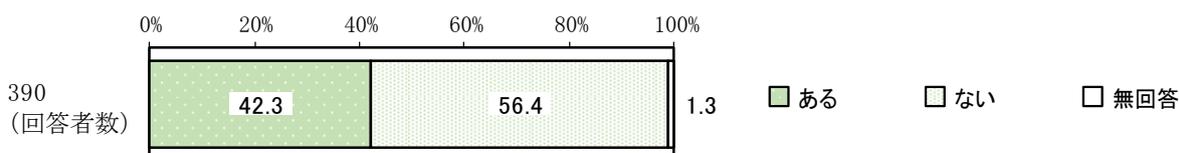
④ スマートフォンの利用状況について

自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているかについて、小学生が50%、中学生では80%となっています。また、家庭内での携帯電話やスマートフォンの使用時間などのルールの有無について、小学生では、ルールを決めているのが42.3%と低い割合となっています。家庭内での携帯電話やスマートフォンの使用に関するルール内容について、中学生では、「利用する時間や場面を決めている」「守るべき利用マナーを決めている」の割合が高くなっています。

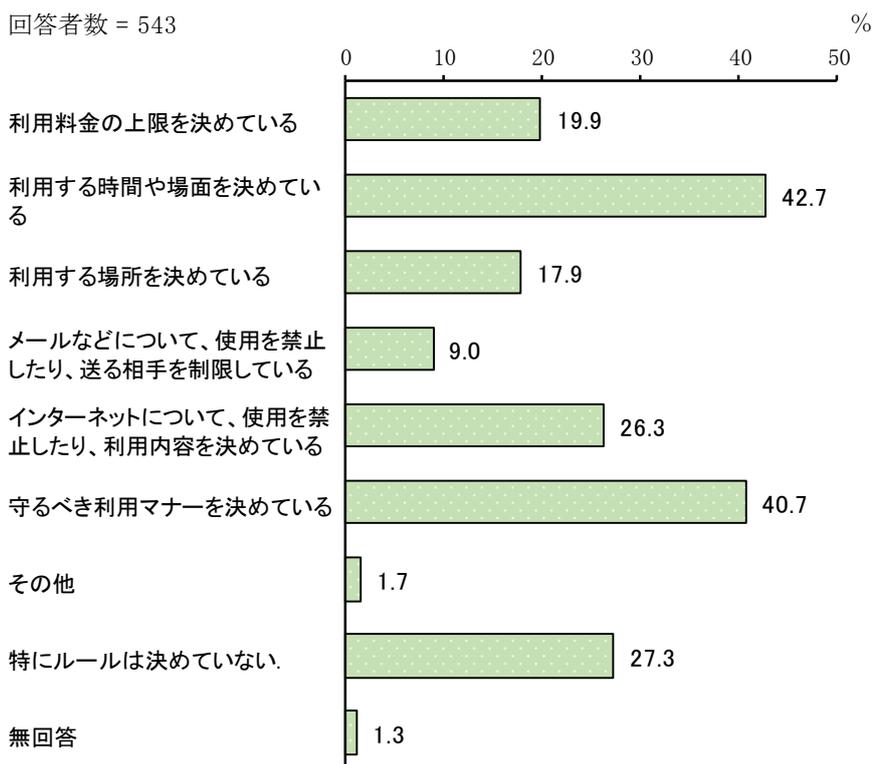
自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか（単数回答）



家庭内での携帯電話やスマートフォンの使用時間などのルールの有無（小学生）（単数回答）



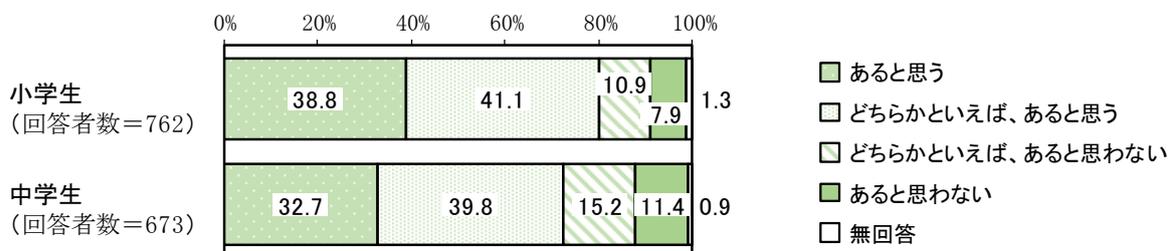
家庭内での携帯電話やスマートフォンの使用に関するルール内容（中学生）（複数回答）



⑤ 自己肯定感について

自分にはよいところがあると思うかについて、小学生の方が「あると思う」の割合が中学生より高くなっています。

自分にはよいところがあると思うか（単数回答）



⑥ 自己肯定感と地域の大人との関わりとの関係について

地域の大人が見守ってくれていると感じる小・中学生は、感じない小・中学生よりも自己肯定感が高い傾向にあります。

地域の大人が見守ってくれていることへの感じ方別に自己肯定感をみると、小学生、中学生ともに感じる人で「あると思う」の割合が高くなっています。

自己肯定感（地域の大人が見守ってくれていることへの感じ方別）【小学生】（単数回答）



自己肯定感（地域の大人が見守ってくれていることへの感じ方別）【中学生】（単数回答）



（注）クロス集計については、グラフの形式上、回答者数の計が全体と合わないことがあります。

⑦ 将来の夢と自己肯定感の関係について

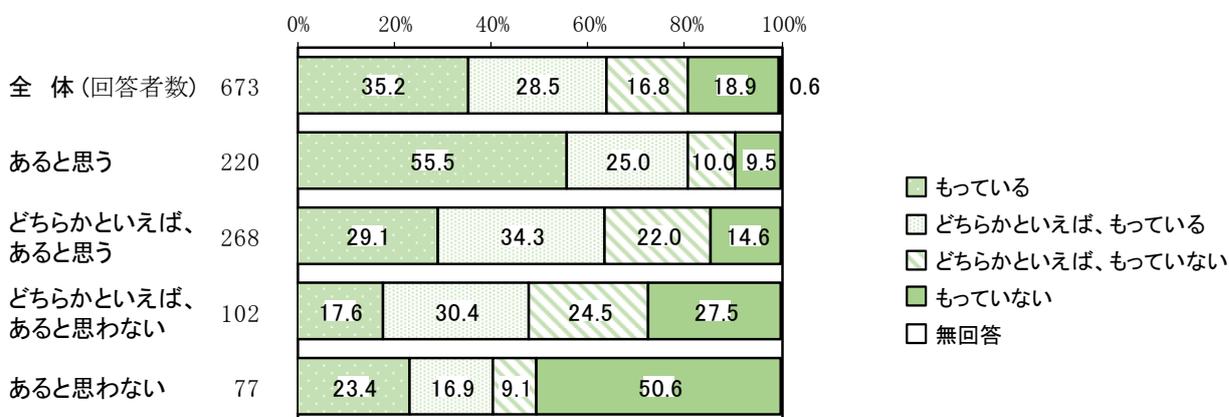
自己肯定感が高い子どもほど「将来の夢や目標」がある子どもの割合が高くなっています。

自己肯定感別に将来の夢や目標の有無をみると、小学生、中学生ともにあると思う人で「もっている」の割合が高くなっています。

将来の夢や目標の有無（自己肯定感別）【小学生】（単数回答）



将来の夢や目標の有無（自己肯定感別）【中学生】（単数回答）



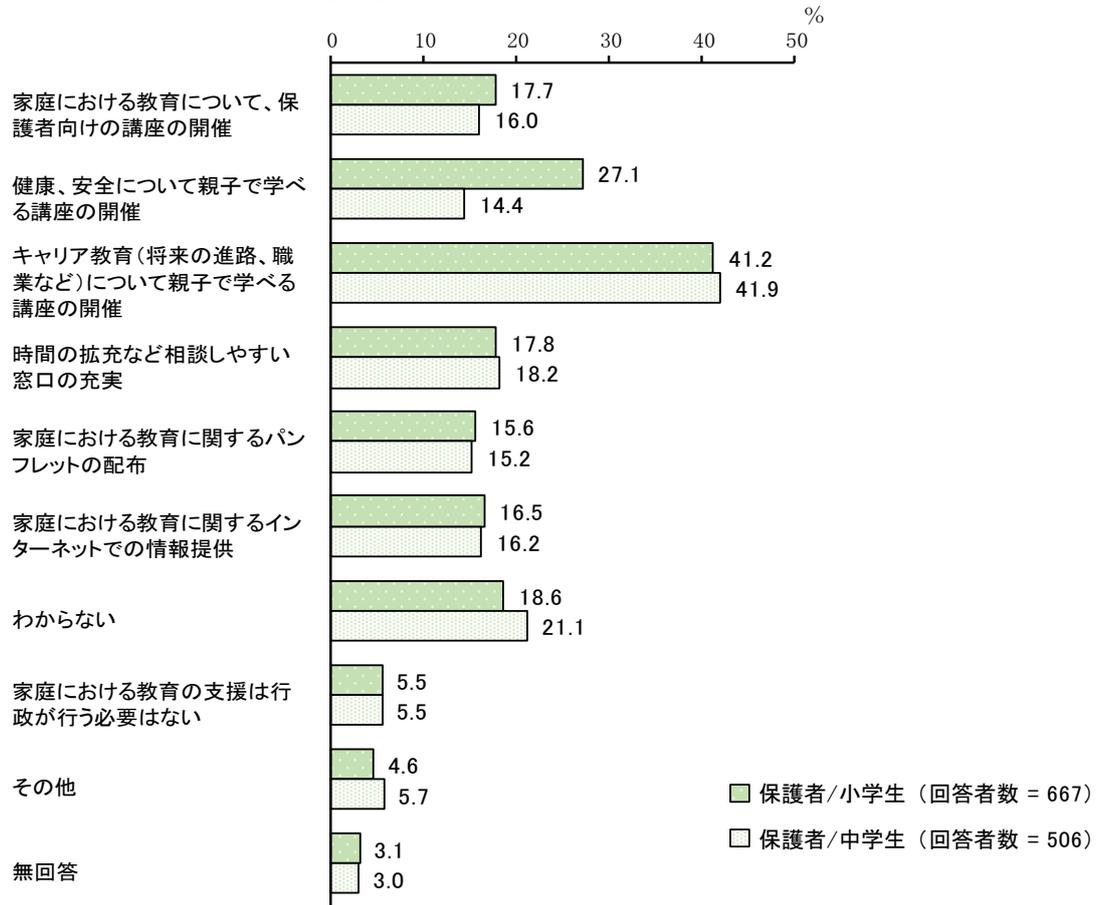
(注) クロス集計については、グラフの形式上、回答者数の計が全体と合わないことがあります。

(3) 保護者アンケート

① 家庭について

家庭において教育で行政に支援を期待することについて、小学生、中学生の保護者ともに「キャリア教育（将来の進路、職業など）について親子で学べる講座の開催」が特に高い割合となっています。

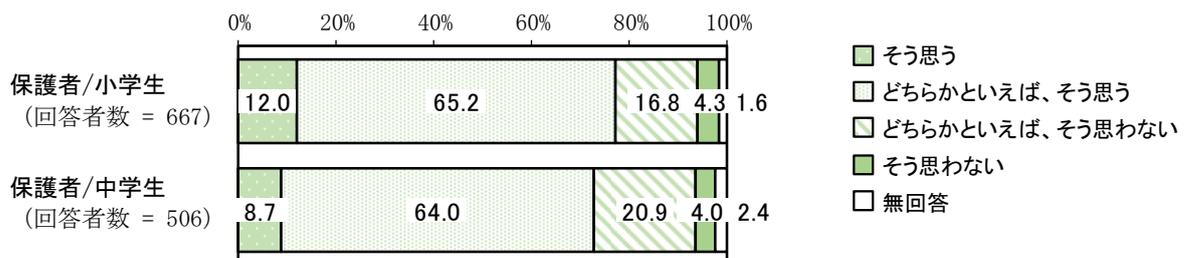
家庭において教育で行政に支援を期待すること（複数回答）



② 学校について

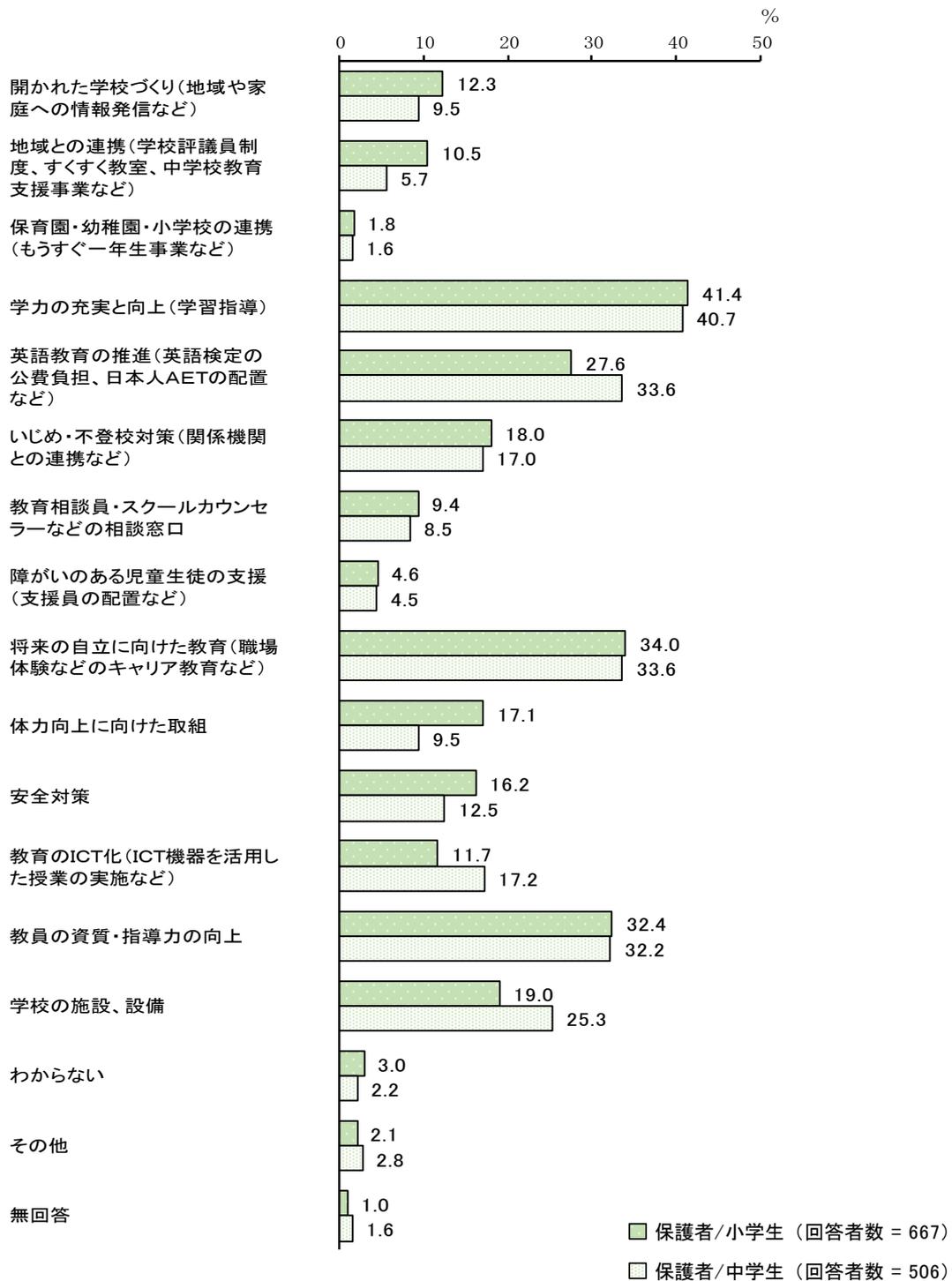
学校に期待する教育や指導について、学校は全体として期待に答えてくれているかについて、小学生保護者、中学生保護者ともに、期待に答えてくれていると思っている割合（「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」）が70%超となっています。

学校に期待する教育や指導について、学校は全体として期待に答えてくれているか（単数回答）



学校教育に関する取組の中で、長岡京市にもっと充実してほしいものについて、「学力の充実と向上（学習指導）」の割合が高くなっています。

学校教育に関する取組の中で、長岡京市にもっと充実してほしいもの（複数回答）



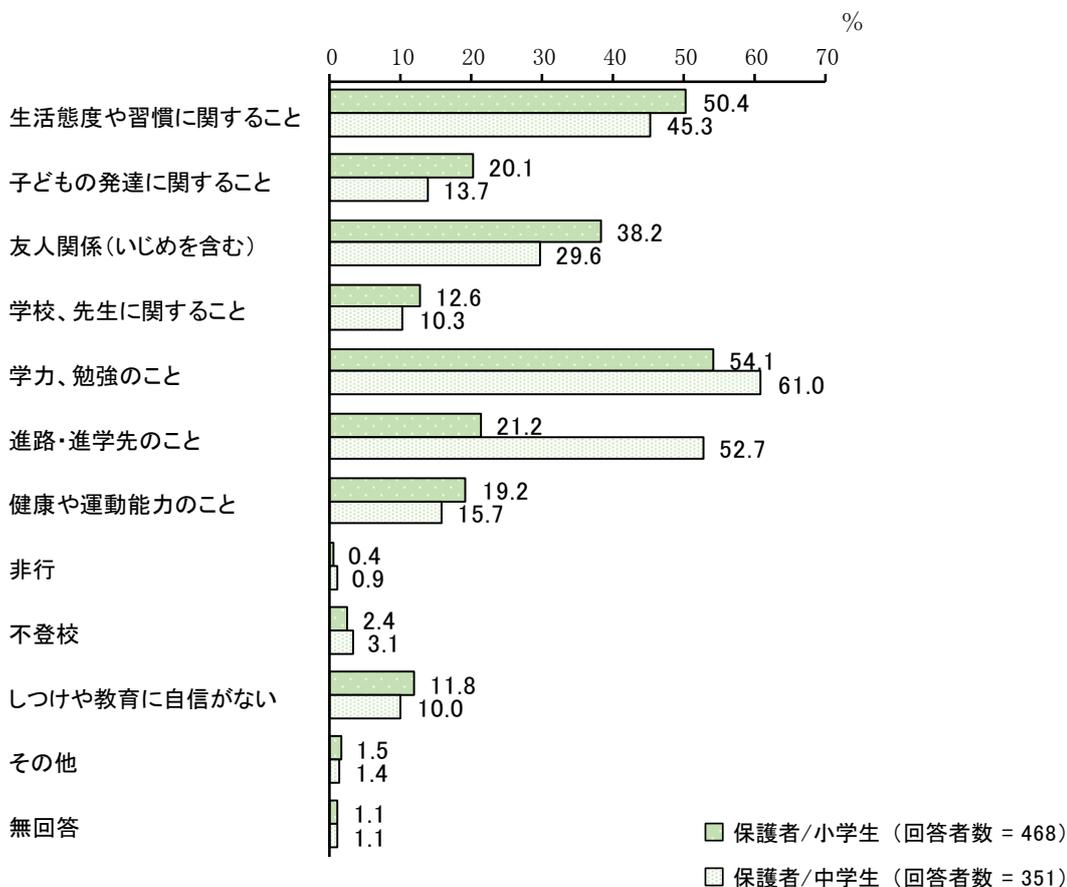
③ 保護者の子どもに関する悩みについて

我が子に関して、困ったり悩んだりすることはあるかについて、小学生、中学生の保護者ともに、「日常的に悩みを抱えている」と「時々悩むことがある」をあわせた割合が約 70%となっています。自身が困ったり悩んだりしていることについて、小学生、中学生の保護者とも「学力、勉強のこと」が最も高くなっています。

我が子に関して、困ったり悩んだりすることはあるか（単数回答）



自身が困ったり悩んだりしていること（複数回答）

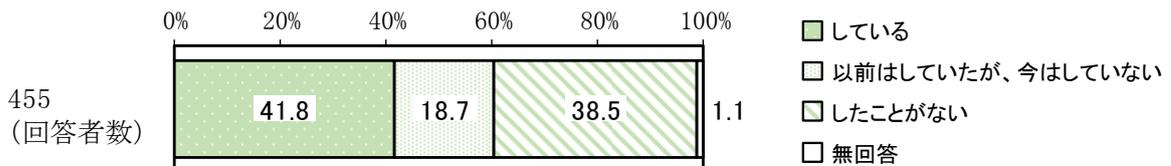


(4) 市民アンケート

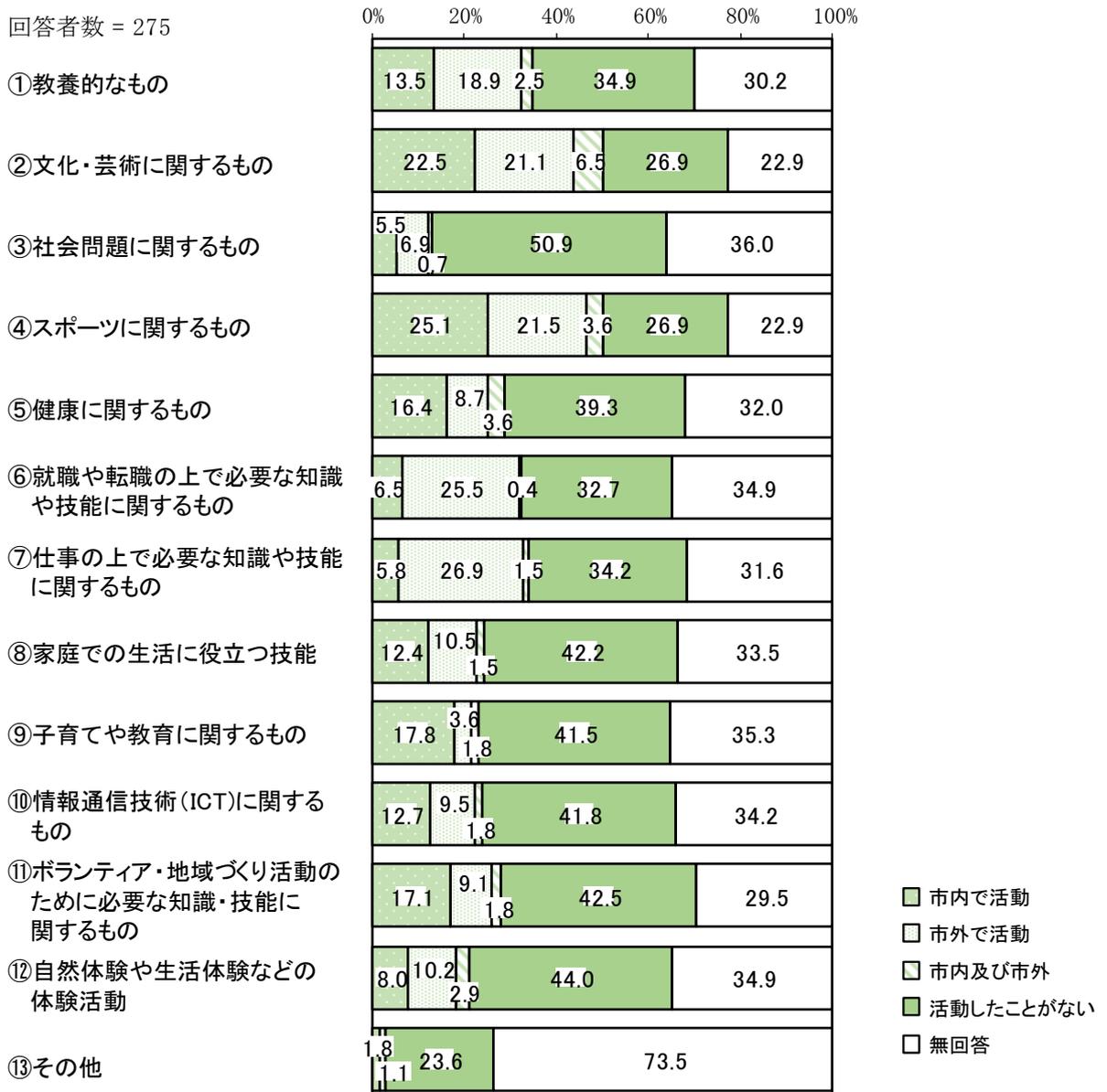
生涯学習について（自主的な学習について）

現在、生涯学習の活動をしているかについて、「現在している」は41.8%、「以前はしていたが今はしていない」が18.7%となっています。また、これまでに行った自主的な学習活動内容について、「文化・芸術に関するもの」「スポーツに関するもの」の割合が高くなっています。

現在、生涯学習の活動をしているか（単数回答）



これまでに行った自主的な学習活動内容（単数回答）



自主的な学習活動の経験をみると、40歳代で「就職や転職の上で必要な知識や技能に関するもの（資格取得など）」が5割超、50歳代未満では「ボランティア・地域づくり活動のために必要な知識・技能に関するもの（環境、福祉、防災など）」が低くなっています。

自主的な学習活動の経験（年齢別）
就職や転職の上で必要な知識や技能に関するもの（資格取得など）（単数回答）

単位：％

	市内で活動	市外で活動	市内及び市外	活動したことがない	無回答
全 体	6.5	25.5	0.4	32.7	34.9
20歳未満	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20歳代	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0
30歳代	10.7	17.9	1.8	42.9	26.8
40歳代	7.1	46.4	0.0	23.2	23.2
50歳代	11.1	30.6	0.0	19.4	38.9
60歳代	4.5	25.0	0.0	27.3	43.2
70歳以上	1.5	13.8	0.0	33.8	50.8

ボランティア・地域づくり活動のために必要な知識・技能に関するもの（環境、福祉、防災など）
（単数回答）

単位：％

	市内で活動	市外で活動	市内及び市外	活動したことがない	無回答
全 体	17.1	9.1	1.8	42.5	29.5
20歳未満	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
20歳代	6.7	13.3	0.0	80.0	0.0
30歳代	7.1	7.1	0.0	62.5	23.2
40歳代	14.3	10.7	0.0	50.0	25.0
50歳代	19.4	13.9	2.8	27.8	36.1
60歳代	13.6	13.6	2.3	31.8	38.6
70歳以上	32.3	1.5	3.1	26.2	36.9

今後やってみたい学習活動では、50歳代以下では、「ボランティア・地域づくり活動のために必要な知識・技能に関するもの（環境、福祉、防災など）」の割合が低くなっています。

今後やってみたい学習活動（年齢別）（複数回答）

単位：%

	科学的なもの（文学、歴史、 科学、語学など）	文化的なもの（音楽、美術、茶道、華道、舞踊、 書道など）	社会問題に関するもの（社 会・時事、国際、環境など）	スポーツに関するもの（野 球、サッカー、バスケットボ ール、テニスなど）	健康に関するもの（健康法、 食事・栄養など）	就職や転職の上で必要な知 識や技能に関するもの（資格 取得など）	仕事の上で必要な知識や技 能に関するもの（資格取得な ど）
全 体	26.8	35.6	6.2	19.9	23.2	11.0	12.4
20歳未満	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
20歳代	28.1	18.8	0.0	31.3	12.5	31.3	25.0
30歳代	18.3	33.8	2.8	29.6	19.7	15.5	21.1
40歳代	30.0	35.6	2.2	22.2	17.8	20.0	21.1
50歳代	33.3	50.0	5.0	25.0	25.0	6.7	10.0
60歳代	29.0	43.5	13.0	17.4	20.3	1.4	2.9
70歳以上	23.9	27.2	9.8	4.3	35.9	1.1	2.2

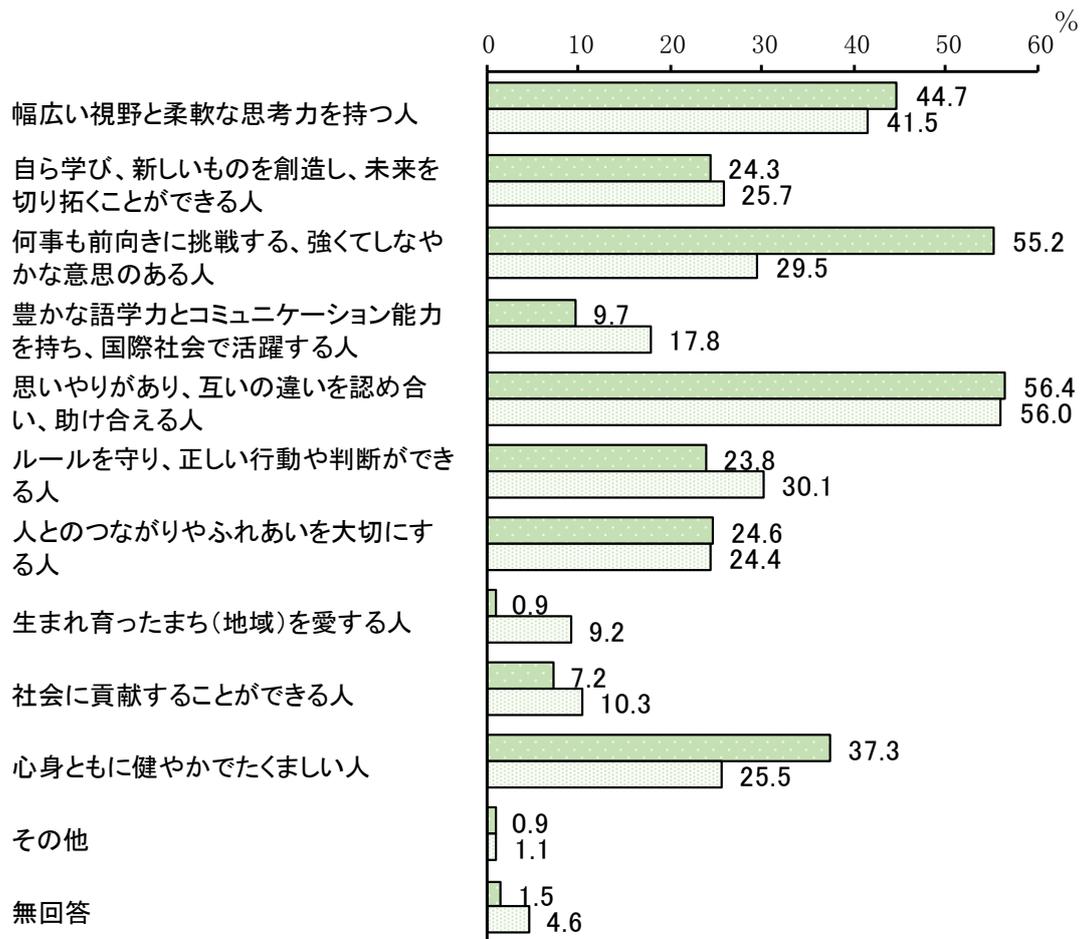
	家庭での生活に役立つ技能 （料理、日曜大工など）	子育てや教育に関するもの	情報通信技術（ICT）に関するもの （スマートフォン・パソコンやイン ターネットなど）	ボランティア・地域づくり活動のた めに必要な知識・技能に関するもの （環境、福祉、防災など）	体験活動	特にな い	その他
全 体	19.9	8.1	13.4	8.9	9.1	15.8	0.7
20歳未満	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20歳代	21.9	9.4	9.4	3.1	6.3	15.6	0.0
30歳代	33.8	25.4	9.9	4.2	16.9	11.3	0.0
40歳代	18.9	12.2	6.7	5.6	8.9	10.0	0.0
50歳代	16.7	0.0	13.3	8.3	11.7	10.0	0.0
60歳代	14.5	1.4	18.8	11.6	4.3	18.8	2.9
70歳以上	16.3	1.1	19.6	15.2	6.5	27.2	1.1

(5) 保護者アンケートと市民アンケートの比較

① 将来子ども達になってほしい人間像

保護者、市民ともに「思いやりがあり、互いの違いを認め合い、助け合える人」の割合が最も高く、保護者では、「何事も前向きに挑戦する、強くてしなやかな意思のある人」の割合も同程度に高くなっています。これらに次いで「幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人」の割合が高くなっています。

将来子ども達になってほしい人間像（複数回答）



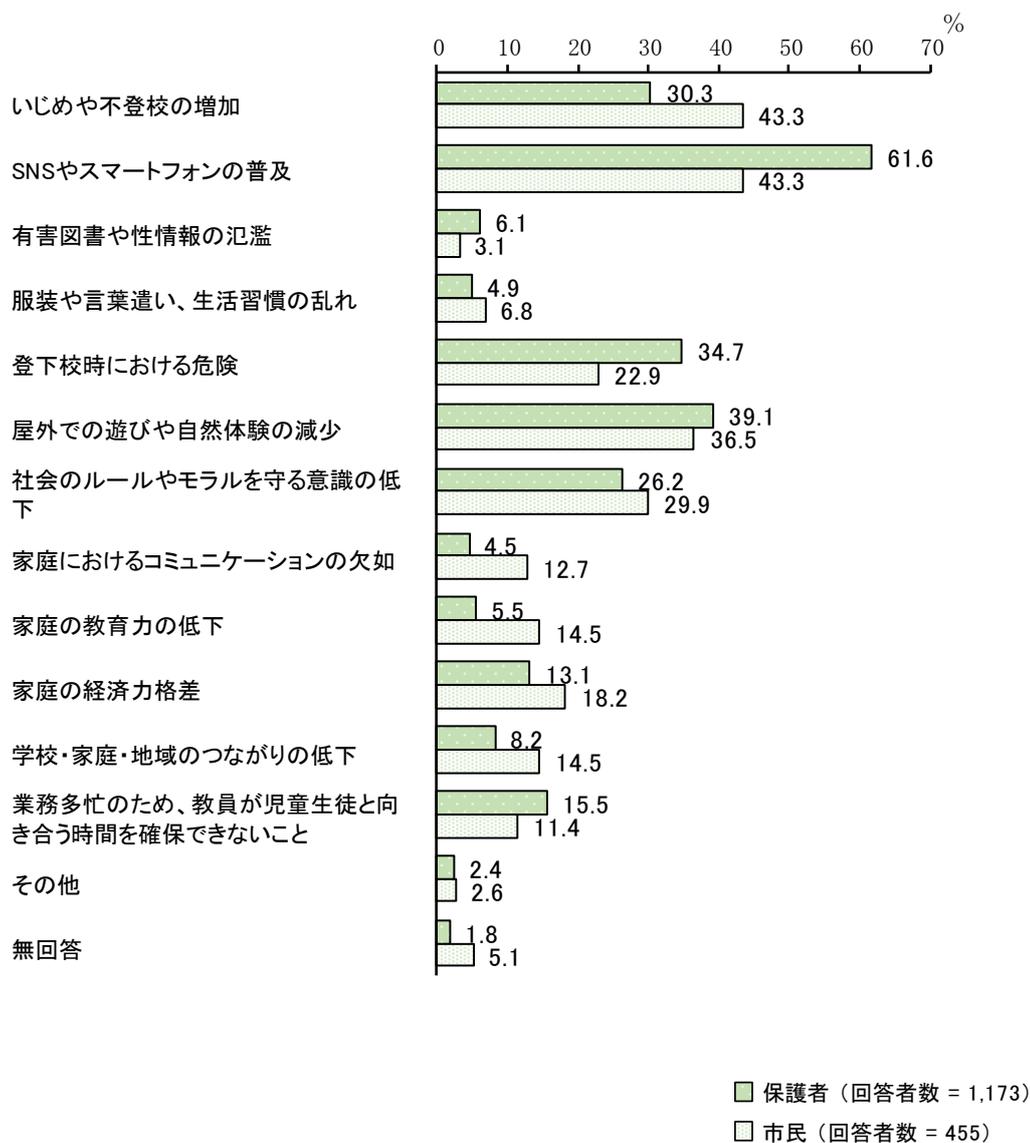
■ 保護者（回答者数 = 1,173）

□ 市民（回答者数 = 455）

② 子ども達が成長していく上で特に問題と感じていること

保護者の「SNSやスマートフォンの普及」の割合が特に高くなっていますが、市民では、「いじめや不登校の増加」「SNSやスマートフォンの普及」の割合が同程度で高くなっています。

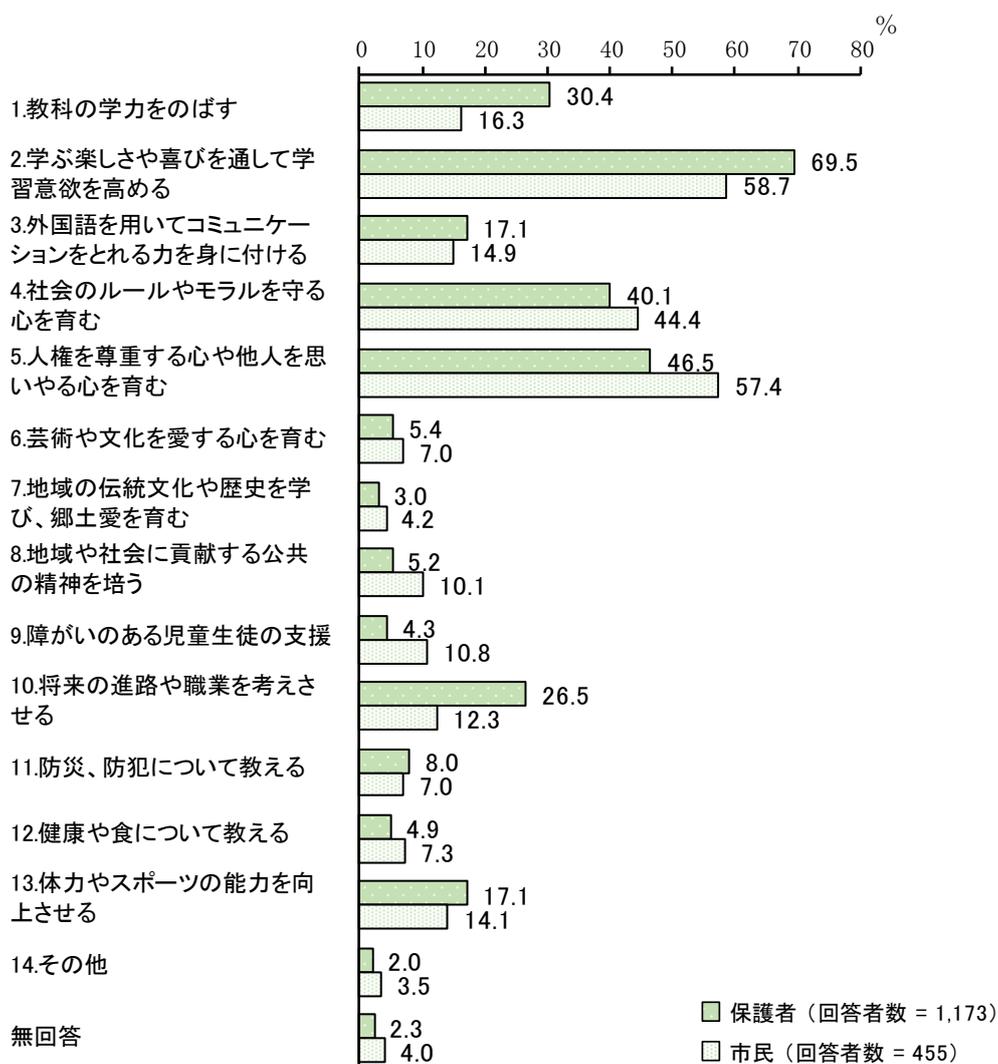
子ども達が成長していく上で特に問題と感じていること（複数回答）



③ 学校、家庭、地域の役割について

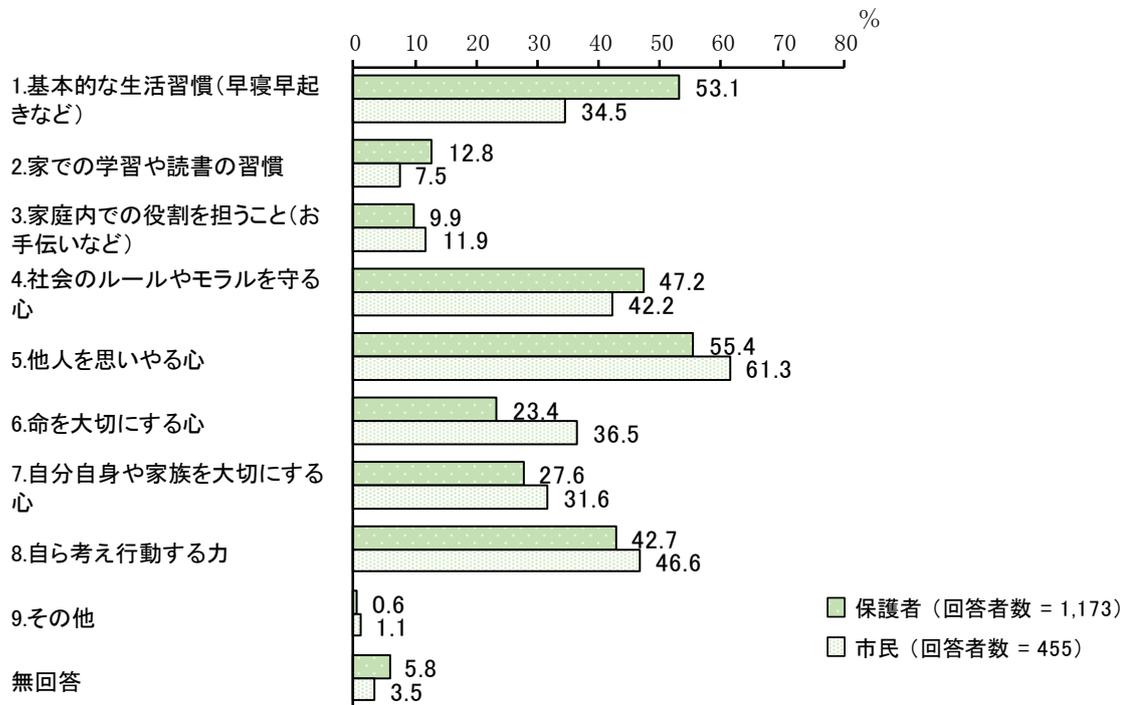
学校に期待する教育や指導について、保護者、市民ともに「2. 学ぶ楽しさや喜びを通して学習意欲を高める」の割合が最も高く、次いで「5. 人権を尊重する心や他人を思いやる心を育む」「4. 社会のルールやモラルを守る心を育む」などとなっています。

学校に期待する教育や指導（複数回答）



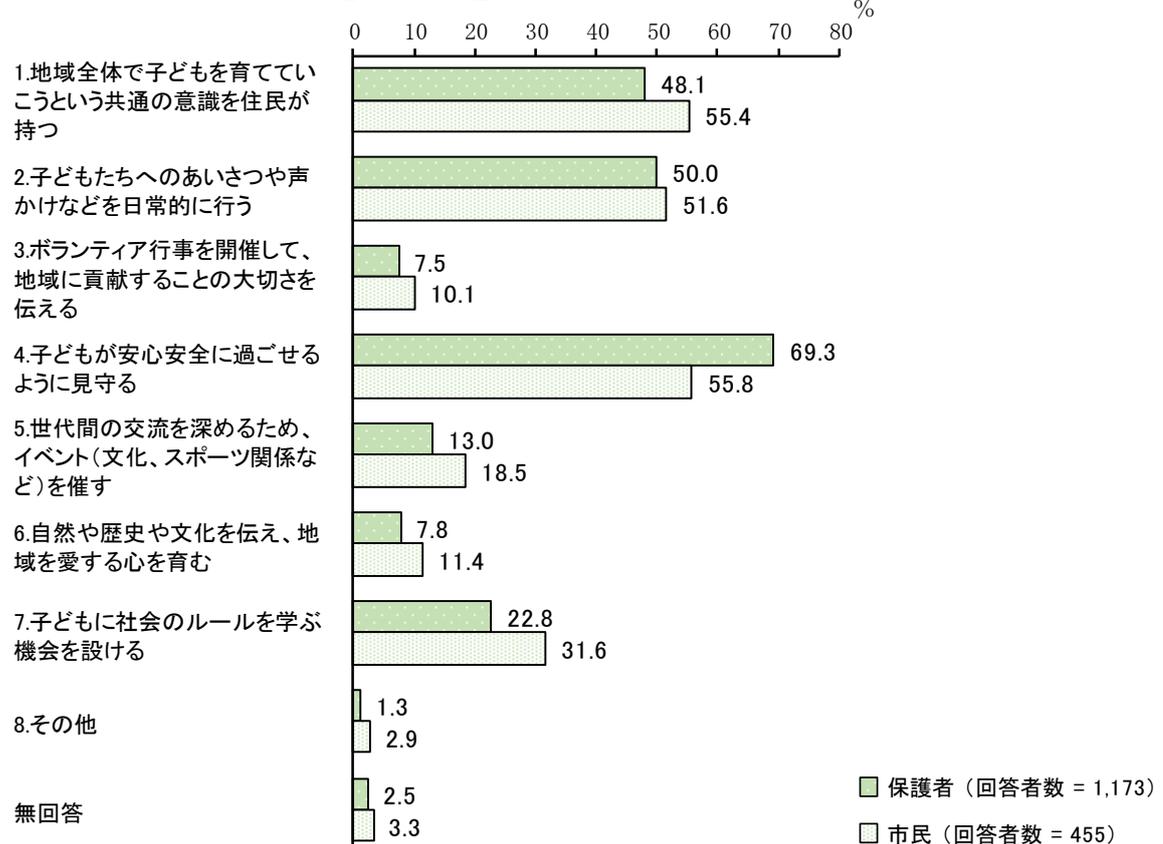
家庭で身に付けてほしいことについて、保護者、市民ともに「5. 他人を思いやる心」の割合が最も高くなっています。保護者ではこれに次いで、「1. 基本的な生活習慣（早寝早起きなど）」ですが、市民では「8. 自ら考え行動する力」など、両者に差異がみられます。

家庭で身に付けてほしいこと（複数回答）



地域で取り組むべきことについて、保護者、市民ではともに「4. 子どもが安心安全に過ごせるように見守る」の割合が高くなっていますが、その割合は保護者で特に高くなっています。

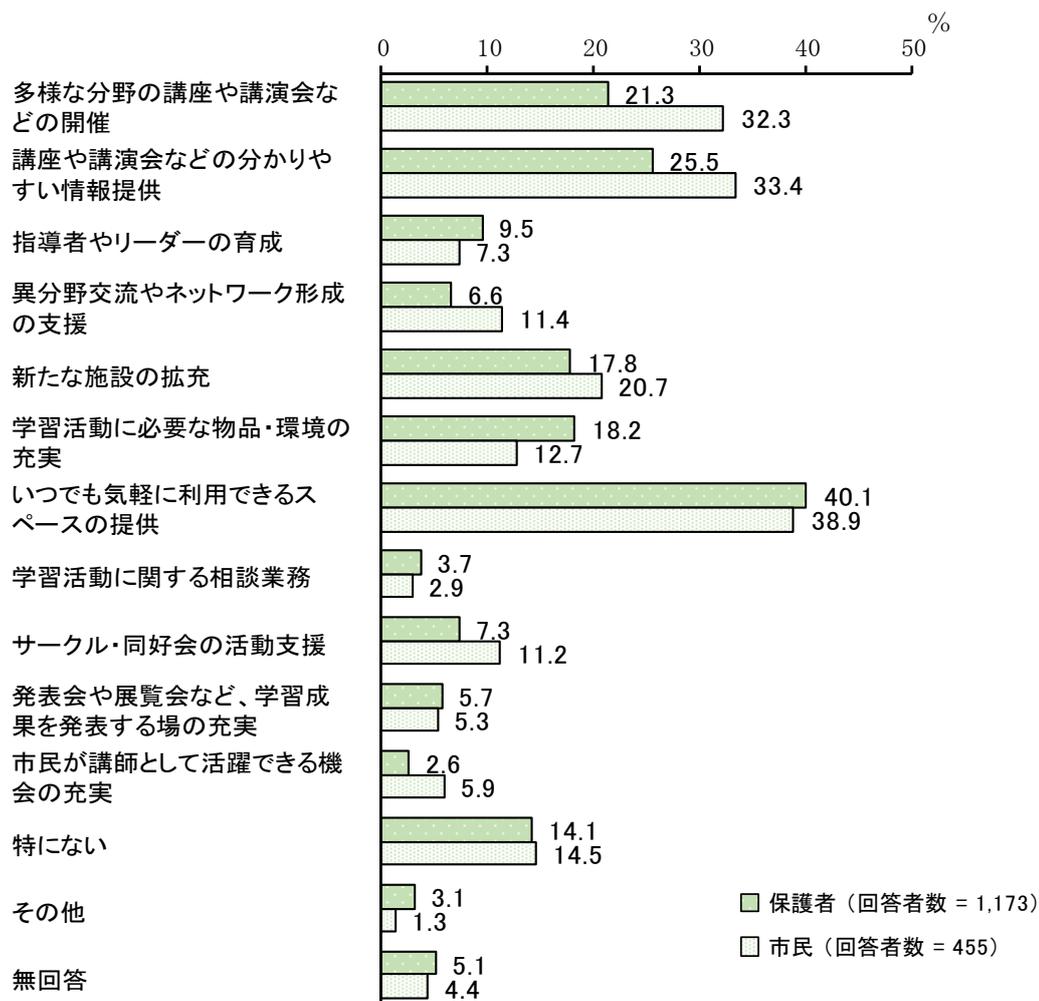
地域で取り組むべきこと（複数回答）



④ 生涯学習について（自主的な学習について）

長岡京市の学習活動などに対する支援について今後、さらに力を入れて取り組むべきことについて、保護者、市民ではともに「いつでも気軽に利用できるスペースの提供」の割合が最も高くなっていますが、市民ではこれに次いで、「多様な分野の講座や講演会などの開催」「講座や講演会などの分かりやすい情報提供」の割合も高くなっています。

長岡京市の学習活動などに対する支援について今後、さらに力を入れて取り組むべきこと（複数回答）



5 長岡京市教育振興基本計画審議会等

(1) 長岡京市教育振興基本計画審議会設置条例

平成27年3月30日
条例第2号

(目的及び設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)の策定(見直しを含む。以下同じ。)を行うに当たり、幅広い意見を反映させるため、長岡京市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について検討、協議等を行う。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市民
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命された日から教育振興基本計画の策定の完了の日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求め意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会及び会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集並びに会長が選出されるまでの間の審議会の主宰は、教育長が行う。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年長岡京市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(2) 長岡京市教育振興基本計画庁内策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育振興基本計画を策定するため、長岡京市教育振興基本計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育振興基本計画
- (2) その他教育振興基本計画の推進のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は教育主管部長を、副委員長は教育総務主管課長をもって充て、委員は、教育委員会事務局及び教育機関の課長級以上の職員のうちから教育長が任命する。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 教育委員会事務局の各課及び室並びに教育機関の庶務担当係長相当職にある者は、前条に規定する委員会の職務を効率的に行うため、当該課及び室並びに当該教育機関の委員会に係る事務を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務主管課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行する。

(3) 長岡京市教育振興基本計画審議会委員名簿

任期：令和2年3月1日から令和3年3月31日まで

	氏名	役職等	備考
学識経験者	竺 沙 知 章	京都教育大学 大学院連合教職実践研究科 研究科長	会長
	樋 口 とみ子	京都教育大学 教職キャリア高度化センター 准教授	
教育関係者	加 藤 善 朗	長岡京市社会教育委員長 京都西山短期大学 学長	副会長
	藤 間 麗 憲	長岡京市文化協会	
	河 原 慶 子	公益財団法人長岡京市スポーツ協会	
	高 橋 芳 江	長岡京市小中学校長会 (小学校長)	
	大 木 義 文	長岡京市小中学校長会 (中学校長)	令和2年7月1日から
	高 橋 千 恵	長岡京市PTA連絡協議会	令和2年8月1日から
	西 村 日出男	長岡京市すくすく教室 コーディネーター	
	杉 田 善 孝	長岡京市地域で支える中学校教育支援事業コーディネーター	
市民	南 出 貴 志	(公募)	
	森 本 佐百合	(公募)	

(前委員)

	氏名	役職等	備考
教育関係者	本 島 知 樹	長岡京市小中学校長会 (中学校長)	令和2年3月31日まで
	田 中 佐和子	長岡京市PTA連絡協議会	令和2年3月31日まで

(4) 長岡京市教育振興基本計画審議会への諮問

元長教総第92号
令和2年3月30日

長岡京市教育振興基本計画審議会
会長 竺沙 知章 様

長岡京市教育委員会

長岡京市第2期教育振興基本計画の策定について（諮問）

長岡京市第2期教育振興基本計画の策定に当たり、長岡京市教育振興基本計画審議会設置条例に基づき、諮問します。

(5) 長岡京市教育振興基本計画審議会からの答申

令和3年2月1日

長岡京市教育委員会 様

長岡京市教育振興基本計画審議会

会長 竺沙 知章

長岡京市第2期教育振興基本計画の策定について（答申）

令和2年3月30日付元長教総第92号で諮問のありました、見出しのことについて、本審議会における検討、協議等の結果を別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

長岡京市第2期教育振興基本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間における、長岡京市の教育の総合的なプランとして、目指すべき姿やその実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

私達は、この教育振興基本計画を、激動の時代を豊かにたくましく生き、未来を開拓する多様な人材を育てるとともに、生涯学び、活躍し、誰もが社会の担い手となる環境の整備を図るための指針とすべく、議論を重ねて参りました。

基本理念を「心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ 明日の長岡京を創るしなやかな人づくり」と定め、基本理念から導かれる『目指す人間像』、『基本目標』、『施策の基礎となる視点』に加え、『新たな教育の循環』を長岡京市の教育が目指す姿として示しています。

市教育委員会では計画策定の取組として、児童生徒、保護者、市民、教職員（学校長、教務主任）アンケートやパブリックコメントを実施されました。

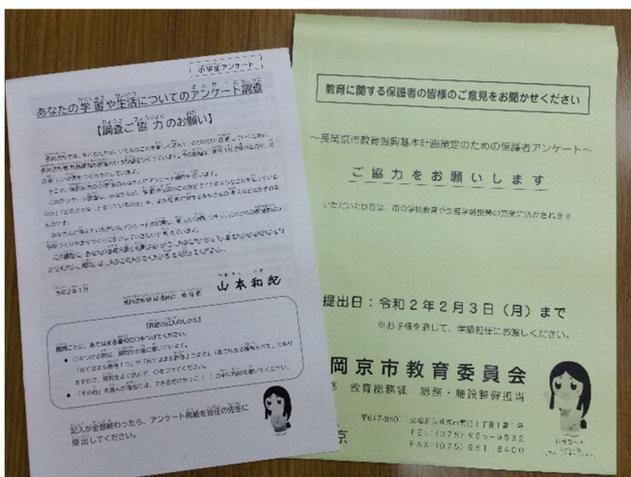
本審議会においても、社会経済情勢等の変化による新たな教育課題や市民ニーズへの対応、現行計画の検証による施策内容の修正、国、府及び市の動向を視野に入れて、これからの教育のあるべき姿を議論し、計画案を取りまとめました。

今後、本審議会の答申内容を十分尊重し、第2期教育振興基本計画として結実されるとともに、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進されることを要望します。

6 計画の策定経過

令和元年度

年月日	内容等
令和元年8月20日	「長岡京市第2期教育振興基本計画策定方針」の策定
8月28日	定例教育委員会 ・「長岡京市第2期教育振興基本計画策定方針」について（報告）
11月21日	令和元年度第1回総合教育会議 ・長岡京市第2期教育振興基本計画の策定について
令和2年1月14日 ～令和3年3月23日	「長岡京市第2期教育振興基本計画策定のためのアンケート調査」の実施 （児童生徒・保護者・市民・教職員（学校長、教務主任））
2月19日	定例教育委員会 ・長岡京市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について ・長岡京市教育振興基本計画審議会に対する諮問について
3月30日	第1回教育振興基本計画審議会 ・会長・副会長の選出 ・諮問 ・長岡京市第2期教育振興基本計画の策定について ・アンケート結果について



アンケートの実施



教育振興基本計画審議会での審議

令和2年度

年月日	内容等
令和2年7月2日	第2回教育振興基本計画審議会 ・現状と課題について ・長岡京市第2期教育振興基本計画骨子案
10月1日	第3回教育振興基本計画審議会 ・長岡京市第2期教育振興基本計画（第1次素案）
10月21日	令和2年度第1回総合教育会議 ・教育大綱について
11月16日	第4回教育振興基本計画審議会 ・長岡京市第2期教育振興基本計画（第2次素案）
12月15日	市議会文教厚生常任委員会 ・「長岡京市第2期教育振興基本計画（案）」に関する意見募集について（報告）
12月16日	定例教育委員会 ・「長岡京市第2期教育振興基本計画（案）」に関する意見募集について（報告）
令和2年12月16日 ～令和3年1月15日	意見公募（パブリックコメント）実施
2月1日	第5回教育振興基本計画審議会 ・意見公募結果の報告 ・長岡京市第2期教育振興基本計画（最終案）
2月1日	長岡京市教育振興基本計画審議会からの答申
2月17日	定例教育委員会 ・長岡京市第2期教育振興基本計画の策定について ※計画策定の議決
2月17日	令和2年度第2回総合教育会議 ・教育大綱について ※新たな教育大綱を定める協議



教育振興基本計画審議会からの答申

長岡京市第2期教育振興基本計画

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号

長岡京市教育委員会 教育部教育総務課

電話：075-955-9532 FAX：075-951-8400

A photograph of a bamboo forest. In the foreground, a bamboo shoot is growing, its brown sheath partially peeled back, revealing small green leaves. The ground is covered in dry bamboo leaves and straw. In the center, a logo is overlaid, consisting of a stylized bamboo shoot icon on the left and the text 'かしく暮らしっく 長岡京' on the right. The background is a dense forest of tall bamboo stalks, slightly out of focus, with sunlight filtering through the leaves.

かしく暮らしっく
長岡京